

新潟市水道局工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市水道局の所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定および指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として新潟市水道局総務部経理課契約係において契約手続きを行ったものについて行うものとする。ただし、次に掲げる工事については評定を行わないことができる。

(1) 応急工事又は緊急工事で比較的工期の短いもの

(2) 簡易な工事等で特に評定を行う必要がないと認められるもの

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査職員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及び担当係長等とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。

5 評定に当たっては、監督員は別紙－1、担当係長等は別紙－2、検査職員は別紙－3（以下「考査項目別運用表」という。）によりおこなうものとする。また、別紙－4「記入方法及び留意事項」及び別紙－5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

6 受注者は、当該工事における「創意工夫」、「社会性等」に関する実施状況を別紙－6により提出できるものとし、提出があった場合は工事の評定にあたって適切に反映させるものとする。

(評定結果の報告)

第5条 評定者は、新潟市水道局請負工事検査要綱第11条の工事の成績評定に基づき評定を行ったときは、工事成績採点表に細目別評定点及び考査項目別運用表を添え、遅滞なく、技術管理室長に報告する。

(評定結果の通知)

第6条 技術管理室長は、前条の報告後、別に定める工事成績評定通知実施要領に基づき速やかに当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 技術管理室長は、前条の通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 技術管理室長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

(新潟市水道局工事成績調書の廃止)

3 新潟市水道局工事成績調書は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に工事履行届が提出された工事から適用し、工事成績採点表中「検査職員(中間等)」欄の成績評定は、当分の間これを実施しないものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1

工 事 成 績 採 点 表 (上水道・土木)

作成

所属名

工事番号						工 事 名																契約金額 (最終)	円								
受注者名						工 期	から															完成年月日									
考査項目		監 督 員						担 当 係 長 等						検 査 職 員 (中間等)						検 査 職 員 (完成)											
		職・氏名						職・氏名						職・氏名						職・氏名											
項 目	細 別	a	b	c	d	e	採点	a	a'	b	b'	c	d	e	採点	a	a'	b	b'	c	d	e	採点	a	a'	b	b'	c	d	e	採点
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5.0	-10.0																									
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	-5.0	-10.0																									
2. 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0	-5.0	-10.0										5.0		2.5		0	-7.5	-15.0		5.0		2.5		0	-7.5	-15.0	
	II 工程管理	4.0	2.0	0	-5.0	-10.0		2.0		1.0		0	-7.5	-15.0																	
	III 安全対策	5.0	2.5	0	-5.0	-10.0		3.0		1.5		0	-7.5	-15.0																	
	IV 対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5.0																									
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5.0										10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0		10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0	
	II 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5.0										15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0		15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0	
	III 出来ばえ															5.0		2.5		0	-5.0			5.0		2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 (※2)							(20 ～ 0)				0																			
5. 創意工夫	I 創意工夫 (※3)	(7 ～ 0)	0																												
6. 社会性等	I 地域への貢献等 (※4)							10.0	7.5	5.0	2.5	0																			
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点						点						点						点											
評定点 (65±加減点合計) (※1)		① 点						② 点						③ 点						④ 点											
評定点計 (※5)		点						(① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + (③ 点 × 0.4 × 0.0) + (④ 点 × 0.4 × 1.0) =						点)																	
7. 法令遵守等 (※6)								－ 点																							
評定点合計 (※7)		点 (評定点計 点						－ 7.法令遵守等 点 =						点)																	
所 見 (※8)		監督員						担当係長等						検査職員																	

- ※1 65点+加減点合計 (1+2+3+4+5+6) とする。
各評定点 (①～④) は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、「監督員」からの報告を受けて「担当係長等」が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 中間検査等があった場合：配点比率が0.5：0.5の場合の例 (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4×0.5+④ 点×0.4×0.5) = 点
ただし、③中間検査等が2回以上の場合は平均値とする。
- ※6 法令遵守等は減点評価のみとし、「担当係長等」が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※9 各考査項目ごとの採点は、別紙「考査項目別運用表」によるものとする。

技術管理室		
室 長	補 佐	補 佐

工 事 成 績 採 点 表 (建 築 等)

作成

所属名

工事番号						工 事 名																契約金額 (最 終)	円								
受注者名						工 期	から															完 成 年 月 日									
考査項目		監 督 員						担 当 係 長 等						検 査 職 員 (中 間 等)						検 査 職 員 (完 成)											
		職・氏名						職・氏名						職・氏名						職・氏名											
項 目	細 別	a	b	c	d	e	採点	a	a'	b	b'	c	d	e	採点	a	a'	b	b'	c	d	e	採点	a	a'	b	b'	c	d	e	採点
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5.0	-10.0																									
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	-5.0	-10.0																									
2. 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0	-5.0	-10.0										5.0		2.5		0	-7.5	-15.0		5.0		2.5		0	-7.5	-15.0	
	II 工程管理	4.0	2.0	0	-5.0	-10.0		2.0		1.0		0	-7.5	-15.0																	
	III 安全対策	5.0	2.5	0	-5.0	-10.0		3.0		1.5		0	-7.5	-15.0																	
	IV 対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5.0																									
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5.0										10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0		10.0	7.5	5.0	2.5	0	-10.0	-20.0	
	II 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5.0										15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0		15.0	12.0	7.5	4.0	0	-12.5	-25.0	
	III 出来ばえ															5.0		2.5		0	-5.0			5.0		2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 (※2)							(20 ～ 0)				0																			
5. 創意工夫	I 創意工夫 (※3)	(7 ～ 0)	0																												
6. 社会性等	I 地域への貢献等 (※4)							10.0	7.5	5.0	2.5	0																			
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点						点						点						点											
評定点 (65±加減点合計) (※1)		① 点						② 点						③ 点						④ 点											
評定点計 (※5)		点						(① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + (③ 点 × 0.4 × 0.0) + (④ 点 × 0.4 × 1.0) =						点)																	
7. 法令遵守等 (※6)								－ 点																							
評定点合計 (※7)		点 (評定点計 点						－ 7.法令遵守等 点 =						点)																	
所 見 (※8)		監督員						担当係長等						検査職員																	

- ※1 65点+加減点合計 (1+2+3+4+5+6) とする。
各評定点 (①～④) は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、「監督員」からの報告を受けて「担当係長等」が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 中間検査等があった場合：配点比率が0.5：0.5の場合の例 (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4×0.5+④ 点×0.4×0.5) = 点
ただし、③中間検査等が2回以上の場合は平均値とする。
- ※6 法令遵守等は減点評価のみとし、「担当係長等」が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※9 各考査項目ごとの採点は、別紙「考査項目別運用表」によるものとする。

技術管理室		
室 長	補 佐	補 佐

別記様式第2

細目別評定点採点表

配点比率

中間

0.0

完成

1.0

中間検査を行ったときは中間検査の配点比率を1未満で入力

項目	細別	①監督員	②担当係長等	③検査職員(中間)	④検査職員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0 × 0.4 + 2.9 = 点				3.3点	%
	II. 配置技術者	0 × 0.4 + 2.9 = 点				4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	0 × 0.4 + 2.9 = 点		(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	13.0点	%
	II. 工程管理	0 × 0.4 + 2.9 = 点	0 × 0.2 + 3.2 = 点			8.1点	%
	III. 安全対策	0 × 0.4 + 2.9 = 点	0 × 0.2 + 3.3 = 点			8.8点	%
	IV. 対外関係	0 × 0.4 + 2.9 = 点				3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	0 × 0.4 + 2.8 = 点		(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	14.9点	%
	II. 品質	0 × 0.4 + 2.9 = 点		(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	17.4点	%
	III. 出来ばえ			(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		0 × 0.2 + 3.3 = 点			7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0 × 0.4 + 2.9 = 点				5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		0 × 0.2 + 3.2 = 点			5.2点	%
7. 法令遵守等			0 × 1.0 = 点			点	
※ 検査職員の得点で四捨五入の値は、検査職員(中間等)で調整する。						100点	

執行何番号

評定点合計

別記様式第2

細目別評定点採点表

配点比率

中間

0.0

完成

1.0

中間検査を行ったときは中間検査の配点比率を1未満で入力

項 目	細 別	①監督員	②担当係長等	③検査職員(中間)	④検査職員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0 × 0.4 + 2.9 = 点				3.3点	%
	II. 配置技術者	0 × 0.4 + 2.9 = 点				4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	0 × 0.4 + 2.9 = 点		(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	13.0点	%
	II. 工程管理	0 × 0.4 + 2.9 = 点	0 × 0.2 + 3.2 = 点			8.1点	%
	III. 安全対策	0 × 0.4 + 2.9 = 点	0 × 0.2 + 3.3 = 点			8.8点	%
	IV. 対外関係	0 × 0.4 + 2.9 = 点				3.7点	%
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	0 × 0.4 + 2.8 = 点		(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	14.9点	%
	II. 品質	0 × 0.4 + 2.9 = 点		(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	17.4点	%
	III. 出来ばえ			(0 × 0.4 + 6.5) × 0 = 点	(0 × 0.4 + 6.5) × 1 = 点	8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		0 × 0.2 + 3.3 = 点			7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0 × 0.4 + 2.9 = 点				5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		0 × 0.2 + 3.2 = 点			5.2点	%
7. 法令遵守等			0 × 1.0 = 点			点	
※ 検査職員の得点で四捨五入の値は、検査職員(中間等)で調整する。						100点	

執行何番号

評定点合計

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

(監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	I .施工体制一般	「評価対象項目」 ・ 契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(※施工プロ 1) ・ 工事カルテの登録申請(契約金額500万円以上)は、事前に監督員の確認を受けた上で、契約締結後10日以内に行われていた。(※施工プロ 2) ・ 「建設業許可票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。(※施工プロ 3) ・ 「労災保険関係成立票」の標識を正しく記載し、かつ現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ 4) ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示すると共に、証紙の配布を受払簿により適切に管理し、「掛金収納書」を提出した。(※施工プロ 5, 6) ・ 「作業主任者一覧表」を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 施工体制台帳・施工体系図が整備され、施工体系図が現場及び公衆の見やすい場所に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ 7～10) ・ 作業分担と責任の範囲が、下請け業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。(※施工プロ 11) ・ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ・ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整えている。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他()				・ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …… d ・ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする	評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評価			

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)	「評価対象項目」 - 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除), 施工計画や工事に係る工程, 技術的事項を把握し, 主体的に係わっている。(※施工プロ 12) - 現場代理人として, 監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く)(※施工プロ 13) - 現場代理人は, 受注者が委任した事項について適切に処理をしている。(約款第11条) - 作業に必要な専門技術者や作業主任者を選任し, 配置している。(※施工プロ 14, 15) - 技術者としての要件を資格者証等により確認した。(※施工プロ 16) - 監理(主任)技術者が, 明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ 17～20) - 契約書・設計図書・指針等を良く理解し, 現場に反映して工事を行っている。 - 下請の施工体制及び施工状況を把握し, 技術的な指導を行っている。 - 施工上の課題となる条件(作業環境・気象・地質等)への対応を図っている。 - 異常時・緊急時の対応, 情報伝達, 組織等が確立され, 連絡先一覧表を現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ 21) - 港湾工事において潜水作業従事者を適正人員配置している。 - 港湾工事において海上起重作業船団長を配置している。 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 - その他()				- 配置技術者に関して, 監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …… d - 配置技術者に関して, 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …… e
		評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする	評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価			

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	I .施工管理	「評価対象項目」 ・ 契約締結日から5日以内に、工事に着手した。(※施工プロ 22) ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、現場と相違があった場合、その事実が確認できる資料を書面等で提出した。(※施工プロ 23, 24) ・ 施工に先立ち、「施工計画書」を監督員に提出した。(変更を含む)(※施工プロ 25) ・ 「施工計画書」の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映している。(※施工プロ 26) ・ 「施工計画書」の記載内容と現場施工方法、施工体制等が一致している。(※施工プロ 27, 28) ・ 使用する建設材料・機材の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 ・ 日常の出来形管理・品質管理が適時・的確に行われていることが書面等で確認できる。(※施工プロ 29) ・ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面等で確認できる。(※施工プロ 30) ・ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(※施工プロ 31) ・ 段階確認及び立会いの手続きが書面等で事前に行われ、段階確認等が適切な時期に行われている。(※施工プロ 32) ・ 工事記録写真・工事打合せ簿等が適時・的確に整理されている。 ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われている。(※施工プロ 33, 34) ・ 指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。(※施工プロ 35) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他()				・ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば ……… d ・ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば ……… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	「評価対象項目」 ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ 36) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 37) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 38) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ 39) ・ 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんどない。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば e
					評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価	

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	「評価対象項目」 - 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ 40) - 安全教育・訓練等を適時・的確に実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 41) - 安全巡視・安全ミーティング(KY)等を実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 42) - 店社パトロールを1回/月程度実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 43) - 災害防止協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。(※施工プロ 44) - 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 - 使用機械・車両及び工具等の点検整備等が管理され、記録が整備されている。(※施工プロ 45) - 過積載防止に十分取り組んでいる記録がある。(※施工プロ 46) - 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録が整備されている。(※施工プロ 47) - 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。(※施工プロ 48, 49) - 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 - 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ 50) - 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示した記録がある。(※施工プロ 51) 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 - その他()				- 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d - 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …………… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	IV.対外関係	「評価対象項目」 ・ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 52) ・ 工事施工にあたり地域住民等との適切な折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 53) ・ 工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ・ 第三者からの苦情がない。(※施工プロ 54) ・ 地域住民等からの苦情等に対して的確な対応を行い、以後のトラブルがない。(※施工プロ 55) ・ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。(※施工プロ 56) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他()				・ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d ・ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …………… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ.出来形	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記全て該当する。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記全て該当する。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		☐ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
		☐ 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。			上記項目に該当があれば ……d	上記に該当があれば ……e
		土木・農地 ① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」、「下水道工事施工管理基準」等の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。				
		上水道管 ③ 出来形管理とは、「配水管布設工事標準仕様書」「給水装置工事施工指針」他各要綱等及び新潟県,新潟市,厚生労働省他国関係機関の「土木工事施工管理基準」他各「施工管理基準」等の試験項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。				評価
	Ⅱ 品 質	☐ 品質関係の試験結果が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記全て該当する。	☐ 品質関係の試験結果が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記全て該当する。	☐ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		☐ 品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
		土木・農地 ① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」、「下水道工事施工管理基準」等の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。			上記該当あれば ……d	上記該当あれば ……e
		上水道管 ③ 品質管理とは、「配水管布設工事標準仕様書」「給水装置工事施工指針」他各要綱等及び新潟県,新潟市,厚生労働省他国関係機関の土木工事施工管理基準」他各「施工管理基準」等の試験項目、測定基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。				

※1. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
 ※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。
 ※3. 「担当係長等」が評価する「4.工事特性」との二重評価は行わない。
 ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
 ※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。
 ※6. 1～5の各キーワードの加点は、それぞれ1項目のみとする。(例:「5.その他」32と33で重複した場合は点数の高い32(3点)が加点の対象となる。)

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を、評価すべき項目でないなら□を、評価対象外なら空白を選択する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

(監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	I .施工体制一般	「評価対象項目」 ・ 契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(※施工プロ 1) ・ 工事カルテの登録申請(契約金額500万円以上)は、事前に監督員の確認を受けた上で、契約締結後10日以内に行われていた。(※施工プロ 2) ・ 「建設業許可票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。(※施工プロ 3) ・ 「労災保険関係成立票」の標識を正しく記載し、かつ現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ 4) ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示すると共に、証紙の配布を受払簿により適切に管理し、「掛金収納書」を提出した。(※施工プロ 5, 6) ・ 「作業主任者一覧表」を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 施工体制台帳・施工体系図が整備され、施工体系図が現場及び公衆の見やすい場所に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ 7～10) ・ 作業分担と責任の範囲が、下請け業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。(※施工プロ 11) ・ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ・ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整えている。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				・ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば e
評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価						

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	II.配置技術者 (現場代理人等)	「評価対象項目」 - 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除), 施工計画や工事に係る工程, 技術的事項を把握し, 主体的に係わっている。(※施工プロ 12) - 現場代理人として, 監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く)(※施工プロ 13) - 現場代理人は, 受注者が委任した事項について適切に処理をしている。(約款第11条) - 作業に必要な専門技術者や作業主任者を選任し, 配置している。(※施工プロ 14, 15) - 技術者としての要件を資格者証等により確認した。(※施工プロ 16) - 監理(主任)技術者が, 明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ 17～20) - 契約書・設計図書・指針等を良く理解し, 現場に反映して工事を行っている。 - 下請の施工体制及び施工状況を把握し, 技術的な指導を行っている。 - 施工上の課題となる条件(作業環境・気象・地質等)への対応を図っている。 - 異常時・緊急時の対応, 情報伝達, 組織等が確立され, 連絡先一覧表を現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ 21) 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 - その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				配置技術者に関して, 監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d 配置技術者に関して, 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば e
		評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価				

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	I.施工管理	「評価対象項目」 ・ 契約締結日から5日以内に、工事に着手した。(※施工プロ 22) ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、現場と相違があった場合、その事実が確認できる資料を書面等で提出した。(※施工プロ 23, 24) ・ 施工に先立ち、「施工計画書」を監督員に提出した。(変更を含む)(※施工プロ 25) ・ 「施工計画書」の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映している。(※施工プロ 26) ・ 「施工計画書」の記載内容と現場施工方法、施工体制等が一致している。(※施工プロ 27, 28) ・ 使用する建築材料・設備機材の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 ・ 日常の出来形管理・品質管理が適時・的確に行われていることが書面等で確認できる。(※施工プロ 29) ・ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面等で確認できる。(※施工プロ 30) ・ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(※施工プロ 31) (該当項目数:請負金額2千万円未満3以上, 1億円未満4以上, 3億円未満6以上, 3億円以上9以上) ・ 段階確認及び立会いの手続きが書面等で事前に行われ、段階確認等が適切な時期に行われている。(※施工プロ 32) ・ 工事記録写真・工事打合せ簿等が適時・的確に整理されている。 ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われている。(※施工プロ 33, 34) ・ 指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。(※施工プロ 35) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上～90%未満 b 評価値が60%以上～80%未満 c 評価値が60%未満 d ※評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする				・ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば e
評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価						

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	II. 工程管理	「評価対象項目」 ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ 36) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 37) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ 38) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ 39) ・ 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんどない。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他()				・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …… d ・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …… e
		評価値が90%以上 …… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	「評価対象項目」 - 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ 40) - 安全教育・訓練等を適時・的確に実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 41) - 安全巡視・安全ミーティング(KY)等を実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 42) - 店社パトロールを1回/月程度実施し、記録が整備されている。(※施工プロ 43) - 災害防止協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。(※施工プロ 44) - 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 - 使用機械・車両及び工具等の点検整備等が管理され、記録が整備されている。(※施工プロ 45) - 過積載防止に十分取り組んでいる記録がある。(※施工プロ 46) - 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録が整備されている。(※施工プロ 47) - 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。(※施工プロ 48, 49) - 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 - 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ 50) - 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示した記録がある。(※施工プロ 51) 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 - その他()				・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d ・ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …………… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2.施工状況	IV.対外関係	「評価対象項目」 ・ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 52) ・ 工事施工にあたり地域住民等との適切な折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ 53) ・ 工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ・ 第三者からの苦情がない。(※施工プロ 54) ・ 地域住民等からの苦情等に対する的確な対応を行い、以後のトラブルがない。(※施工プロ 55) ・ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。(※施工プロ 56) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他()				・ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d ・ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …………… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上～90%未満 …… b 評価値が60%以上～80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象数が2項目以下の場合はc評価とする				評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	I .出来形	「評価対象項目」 ・ 承諾図等が，設計図書を満足している。 ・ 施工図等が，設計図書を満足している。 ・ 現場における出来形が設計図書を満足し，適切な施工である。 ・ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき，管理している。 ・ 出来形の管理記録が適切に整備されており，結果が良好である。 ・ 出来形の管理方法を工夫している。 ・ 不可視部分となる出来形が，工事写真・施工記録により確認できる。 ・ 工事写真が，工事写真の管理基準に基づいて撮影され，判り易く整理されている。 ・ 解体又は撤去工事の場合，撤去対象物の範囲等が確認でき，処分が適切である。 ・ その他（ ） 評価値が90％以上 a 評価値が80％以上90％未満 b 評価値が60％以上80％未満 c 評価値が60％未満 d 【出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり，工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。】				・ 出来形の管理に関して，監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 工事請負契約約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 上記該当であれば e 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ	II.品質	建築工事 (新築)	「評価対象項目」 (躯体工事) - 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 - 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 - 躯体工事における施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 - その他() (仕上げ工事) - 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 - 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 - 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 - その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】				・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 工事請負契約約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 上記該当であれば e
			評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価				

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ	II.品質	建築工事 (改修)	「評価対象項目」 (躯体工事)				・ 品質の管理に関して、監督員から文書による 改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d ・ 工事請負契約約款第18条第2項及び第3項に基づ き破壊検査等を行った。 上記該当であれば …………… e
			・ 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 ・ 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 ・ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 ・ その他() (仕上げ工事) ・ 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ・ 品質確認記録の内容が、適切である。 ・ 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 ・ 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 ・ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ・ 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 ・ その他() 評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …………… b 評価値が60%以上80%未満 …………… c 評価値が60%未満 …………… d 【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に 関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】				
						評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価	

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	e	
3.出来形及び 出来ばえ	II.品質	電気設備 工事 電気通信 工事	「評価対象項目」 (機材) - 機材の品質及び形状が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明が整備されている。 (施工) - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - システムの性能及び機能に関する試運転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 - 機材及び施工の品質が、良好である。 - 溶接管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 塗装管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 小配管、電気配線、配管が設計図書のとおり敷設していることが確認できる。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 - その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】				・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 工事請負契約約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 上記該当であれば e	
						% 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ 評 価 		

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	e	
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	機械設備 工事	「評価対象項目」 (機材) - 機材の品質及び形状が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明が整備されている。 (施工) - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - システムの性能及び機能に関する試運転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 - 機材及び施工の品質が、良好である。 - 溶接管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 塗装管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 小配管、電気配線、配管が設計図書のとおり敷設していることが確認できる。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 - その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】				・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 工事請負契約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 上記該当であれば e	
			評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評価					

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ	II.品質	外構工事	「評価対象項目」 - 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - 品質管理方法が明確で、品質確保に工夫が見られる。 - 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。 - 工事における施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録が整備されている。 - その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 【品質の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。】				- 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d - 工事請負契約約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査等を行った。 上記該当であれば e
			評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評 価				

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を、評価すべき項目でないなら・を選択する。

(監 督 員)

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	解体工事	「評価対象項目」 ・ 振動,騒音・粉塵・汚濁水等により, 第三者に被害を及ぼさないよう施工している。 ・ 供用中の道路・住宅等に影響を及ぼさないよう施工している。 ・ 本体構造物の一部を撤去する場合には, 本体構造物に損傷を与えないよう施工している。 ・ 取り壊し殻を分離し, それぞれ収集運搬・処理が適正に行われていることが, 産業廃棄物管理票(マニフェスト)で確認できる。 ・ 不可視部分の工事写真・施工記録が整備されている。 ・ その他の事項について設計図書に基づいて施工されている。 ・ その他() 確認項目の該当4項目以上 a 確認項目の該当3項目 b 確認項目の該当2項目以下 c			・ 監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d	・ 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば e
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>	
評価する項目数	評 価						
0	c						

【記入方法】創意工夫キーワードの該当する項目の・に■マーク、評価項目の・にも■マークを記入する。

(監督員・担当係長等)

考査項目	細 別	1.創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)	
5. 創意工夫	I 創意工夫 キーワード評価	1.準備・後片付け関係	・ 1. 測量・位置出しにおける工夫	・	・	・	・ ()	
		・ 2. 現地調査方法の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 3. その他()	・	・	・	・	・ ()	
		2.施工関係	・ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫	・	・	・	・	・ ()
		・ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み	・	・	・	・	・ ()	
		・ 6. 土工事、地業工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 7. 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 8. 電気工事等の配線・配管等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 9. 空調設備・衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 10. 照明・視界確保等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 12. 運搬車輛・施工機械等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 13. 型枠、足場、山留等の仮設施工関係の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 16. 改修工事等における仮設施工の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 20. その他()	・	・	・	・	・ ()	
		3.品質関係	・ 21. 集計ソフト等の活用と工夫	・	・	・	・	・ ()
		・ 22. 躯体工事の品質管理の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 23. 材料の検査・試験に関する工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 24. 施工の検査・試験に関する工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 25. 品質記録方法の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 26. その他()	・	・	・	・	・ ()	
		4.安全衛生関係	・ 27. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)	・	・	・	・	・ ()
		・ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 35. その他()	・	・	・	・	・ ()	
		5.施工管理関係	・ 36. 出来形管理等に関する工夫	・	・	・	・	・ ()
		・ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 39. CAD、施工管理ソフト等の活用	・	・	・	・	・ ()	
		・ 40. CALSを活用した施工管理の工夫	・	・	・	・	・ ()	
		・ 41. その他()	・	・	・	・	・ ()	
		6.その他	＜新技術活用＞					
		・ 42. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。	・	・	・	・	・ ()	
		・ (※本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。)	・	・	・	・	・ ()	
		・ 43. その他(電子納品を実施した。(※本項目は2点の加点とする。))	・	・	・	・	・ (電子納品実施)	
		・ 44. その他()	・	・	・	・	・ ()	
		記述評価	評点 0 点	【創意工夫の詳細】				
【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ※1項目1点とする。(6. 新技術活用を除く。) ※加点は+7点～0点の範囲とする。							

※1. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※3. 「担当係長等」が評価する「4.工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容がある場合に記述する。

※6. 1～6の各キーワードの加点は、それぞれ1項目のみとする。(例:「6.その他」42で重複した場合は点数の高い42(最大4点)が加点の対象となる。)

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。(担当係長等)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e				
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている				
		「評価対象項目」 - 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 - 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。 - 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 - 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 - 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 - 工程管理を適切に行ったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 - その他() 詳細評価内容: 評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… b 評価項目の該当 2項目以下…………… c			工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… d		工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… e			
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>	評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている				
「評価対象項目」 - 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 - 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 - 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。 - 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。 - 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 - 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 - その他() 詳細評価内容: 評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… b 評価項目の該当 2項目以下…………… c					安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… d		安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… e			
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>	評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】 評価する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

(担当係長等)

考 査 項 目	細 別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応	I 構造物の特殊性への対応 ・ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ・ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ・ 3.その他 () ※上記で1項目以上該当するものがあれば4点とする。 評点 0 点	(1. について) ・ 口径φ500mm以上の上水道管工事(耐震継手のダクタイル鋳鉄管又は溶接鋼管) ・ 工事全体において3m以上の開削を行う上水道管工事 ・ 土被りが3m以上、延長6mを超える下越しする上水道管工事 ・ 一級河川において河川幅概ね15mを超える水管橋工事(橋梁添架工事は除く) ・ 導・送・配水幹線における不断水工事 (2. について) ・ 導・送・配水幹線における更生工事 ・ 導・送・配水幹線における断水工事 ・ シールド及び推進工法等による上水道管工事 ・ 小ブロックに大きな影響を及ぼす工事 (3. について) ・ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ・ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ・ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ・ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ・ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ・ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ・ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ・ 10.その他 () ※上記で1項目以上該当するものがあれば6点とする。 評点 0 点	(4. について) ・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・ 市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・ 試験などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 (5. について) ・ 他埋設の移設及び地下破棄構造物の撤去等が、工程に大きく影響(工期延長等)した工事 ・ 他事業体との競合工事、又は他事業体からの移設依頼工事 ・ 配水管断水工事が3回以上の工事、又は断水戸数が50戸以上の工事 ・ 断水工事日の調整が難しく、施工工程に大きく影響(工期延長等)した工事 ・ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 (6. について) ・ 周辺住民等に対する振動・騒音に配慮した夜間工事 (7. について) ・ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 (8. について) ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 (9. について) ・ 作業現場が広範囲に分布している工事 (10. について) ・ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 ・ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ・ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ・ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ・ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ・ 15.その他 () ※上記で1項目以上該当するものがあれば4点とする。 評点 0 点	(11. について) ・ 地盤改良を実施した工事。 (12. について) ・ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用した工事 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 (13. について) ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14. について) ・ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		IV 長期工事における安全確保への対応 ・ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、「7.法令遵守等」で安全に関する減点があった場合は除く。 ・ 17.その他 () ※上記で1項目以上該当項目があれば6点とする。 評点 0 点	
		評点 計 0 点 記述評価 ※「■」を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を記載する。	

※1. 工事特性は、最大20点の加点点評価とする。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。(担当係長等)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない		
		「評価対象項目」						
		・ 1. 災害時等において地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ・ 2. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ・ 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ・ 4. 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ・ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ・ 6. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ・ 7. その他() ・ 8. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し、工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成。(本項目は2項目の加点とする。)() 詳細評価内容: 評価項目の該当 4項目以上..... a 評価項目の該当 3項目 a' 評価項目の該当 2項目 b 評価項目の該当 1項目 b' 評価項目の該当 0項目 c <table><tr><th>評価する項目数</th><th>評 価</th></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>					評価する項目数	評 価
評価する項目数	評 価							
0	c							

- ※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
- ※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点评価する。
- ※3. 詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。
- ※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

(担当係長等)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																						
7. 法令遵守等	<table><thead><tr><th>措 置 内 容</th><th>点 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－ 20 点</td></tr><tr><td>・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－ 15 点</td></tr><tr><td>・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－ 13 点</td></tr><tr><td>・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－ 10 点</td></tr><tr><td>・ 5. 文書注意相当</td><td>－ 8 点</td></tr><tr><td>・ 6. 口頭注意相当</td><td>－ 5 点</td></tr><tr><td>・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。</td><td>－ 3 点</td></tr><tr><td>・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、「新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」による。)</td><td>－ 0 点</td></tr></tbody></table>	措 置 内 容	点 数	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点	・ 5. 文書注意相当	－ 8 点	・ 6. 口頭注意相当	－ 5 点	・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。	－ 3 点	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、「新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」による。)	－ 0 点	■ 該当項目なし			
	措 置 内 容	点 数																					
	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点																					
	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点																					
	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点																					
	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点																					
	・ 5. 文書注意相当	－ 8 点																					
	・ 6. 口頭注意相当	－ 5 点																					
	・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。	－ 3 点																					
	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、「新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」による。)	－ 0 点																					
	※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。																						
	※竣工検査当日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。																						
	① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があった場合」に適用する。																						
	② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行すること限定する。																						
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。																						
	④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。																						
	⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。																						
	⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。																						
	※【適応事例】については、以下に示す事項とする。																						
	<table><tbody><tr><td>・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr><tr><td>・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr><tr><td>・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</td></tr><tr><td>・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr><tr><td>・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。</td></tr><tr><td>・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)</td></tr><tr><td>・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr><tr><td>・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr><tr><td>・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</td></tr><tr><td>・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr><tr><td>・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。</td></tr><tr><td>・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr><tr><td>・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr><tr><td>・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。</td></tr><tr><td>・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr><tr><td>・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。</td></tr><tr><td>・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。</td></tr><tr><td>・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</td></tr><tr><td>・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。</td></tr><tr><td>・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。</td></tr><tr><td>・ 21 その他(理由:)</td></tr></tbody></table>		・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。	・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。	・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。	・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。	・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)	・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。	・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。	・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。	・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。	・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。	・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。	・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。	・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。	・ 21 その他(理由:)
	・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。																						
・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。																							
・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。																							
・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																							
・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。																							
・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)																							
・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																							
・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																							
・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。																							
・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																							
・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。																							
・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																							
・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																							
・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。																							
・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																							
・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。																							
・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。																							
・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。																							
・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。																							
・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。																							
・ 21 その他(理由:)																							

工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。(担当係長等)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e			
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている			
		「評価対象項目」 ・ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ・ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。 ・ 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ・ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 ・ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ・ 工程管理を適切に行ったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ・ その他() 詳細評価内容: 評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… b 評価項目の該当 2項目以下…………… c				・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… d	・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… e		
		<table><tr><th>評価する項目数</th><th>評 価</th></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>						評価する項目数	評 価
評価する項目数	評 価								
0	c								
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている			
		「評価対象項目」 ・ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 ・ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 ・ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。 ・ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。 ・ 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 ・ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ・ その他() 詳細評価内容: 評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… b 評価項目の該当 2項目以下…………… c				・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… d	・ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… e		
		<table><tr><th>評価する項目数</th><th>評 価</th></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>						評価する項目数	評 価
評価する項目数	評 価								
0	c								

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目別運用表(土木・農地)

【記入方法】 評価する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。			(担当係長等)	
考査項目	細 別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ・ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ・ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ・ 3.その他 () ※上記で1項目以上該当するものがあれば4点とする。	(1. について) ・ 切土の土工量:10万㎡以上 ・ トンネル(シールド)の直径:4m以上 ・ 揚排水機場の吐出管径:1,000mm以上 ・ 堰又は水門の最大径間長:12.5m以上 ・ トンネル(開削工法)の開削深さ:10m以上 ・ トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:150㎡以上 ・ 地滑り防止工:幅50m以上かつ法長75m以上 ・ 流路工の計画高水流量:250㎡以上 ・ 橋梁上部工の最大支間長:50m以上 (2. について) ・ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・ 供用中の道路トンネルの活線拡張工事。 (3. について) ・ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。	
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ・ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ・ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ・ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ・ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ・ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ・ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ・ 10.その他 () ※上記で1項目以上該当するものがあれば6点とする。	(4. について) ・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、工程管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) (7. について) ・ DID地区での工事。 ・ 上記地区以外で振動・騒音に ・ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・ 作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・ 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。	
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ・ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ・ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ・ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ・ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ・ 15.その他 () ※上記で1項目以上該当するものがあれば4点とする。	(11. について) ・ 河川内の橋脚工事において、地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12. について) ・ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用した工事。 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14. について) ・ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。	
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ・ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、「7.法令遵守等」で安全に関する減点があった場合は除く。 ・ 17.その他 () ※上記で1項目以上該当項目があれば6点とする。		
		評点 計 0 点	記述評価 ※「■」を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を記載する。	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

2

Ver.D1606

工事成績採点の考査項目別運用表(土木・農地)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。(担当係長等)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない		
		「評価対象項目」						
		1. 災害時等において地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 2. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 4. 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 7. その他() 詳細評価内容： 評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… a' 評価項目の該当 2項目 …………… b 評価項目の該当 1項目 …………… b' 評価項目の該当 0項目 …………… c <table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>					評価する項目数	評 価
評価する項目数	評 価							
0	c							

- ※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。
- ※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。
- ※3. 詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。
- ※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目別運用表(土木・農地)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。(担当係長等)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																			
7. 法令遵守等	<table><thead><tr><th>措 置 内 容</th><th>点 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－ 20 点</td></tr><tr><td>・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－ 15 点</td></tr><tr><td>・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－ 13 点</td></tr><tr><td>・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－ 10 点</td></tr><tr><td>・ 5. 文書注意相当</td><td>－ 8 点</td></tr><tr><td>・ 6. 口頭注意相当</td><td>－ 5 点</td></tr><tr><td>・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。</td><td>－ 3 点</td></tr><tr><td>・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、入札説明書による。)</td><td>－ 0 点</td></tr></tbody></table>	措 置 内 容	点 数	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点	・ 5. 文書注意相当	－ 8 点	・ 6. 口頭注意相当	－ 5 点	・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。	－ 3 点	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、入札説明書による。)	－ 0 点	■ 該当項目なし
	措 置 内 容	点 数																		
	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点																		
	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点																		
	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点																		
	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点																		
	・ 5. 文書注意相当	－ 8 点																		
	・ 6. 口頭注意相当	－ 5 点																		
	・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。	－ 3 点																		
	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、入札説明書による。)	－ 0 点																		
※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。 ※竣工検査当日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。																				
① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があった場合」に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。 ⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。																				
※【適応事例】については、以下に示す事項とする。																				
<table><tbody><tr><td>・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr><tr><td>・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr><tr><td>・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</td></tr><tr><td>・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr><tr><td>・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴された。</td></tr><tr><td>・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例：一括下請け、技術者の専任違反等)</td></tr><tr><td>・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr><tr><td>・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr><tr><td>・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</td></tr><tr><td>・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr><tr><td>・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。</td></tr><tr><td>・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr><tr><td>・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr><tr><td>・ 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr><tr><td>・ 15 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。</td></tr><tr><td>・ 16 低入コスト調査で虚偽の報告があった。</td></tr><tr><td>・ 17 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</td></tr><tr><td>・ 18 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。</td></tr><tr><td>・ 19 その他(理由：)</td></tr></tbody></table>		・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。	・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。	・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。	・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴された。	・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例：一括下請け、技術者の専任違反等)	・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。	・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。	・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	・ 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	・ 15 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。	・ 16 低入コスト調査で虚偽の報告があった。	・ 17 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。	・ 18 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。	・ 19 その他(理由：)
・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。																				
・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。																				
・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。																				
・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																				
・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴された。																				
・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例：一括下請け、技術者の専任違反等)																				
・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																				
・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																				
・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。																				
・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																				
・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。																				
・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																				
・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																				
・ 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																				
・ 15 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。																				
・ 16 低入コスト調査で虚偽の報告があった。																				
・ 17 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。																				
・ 18 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。																				
・ 19 その他(理由：)																				

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。

(担当係長等)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e				
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている				
		- 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 - 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。 - 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 - 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 - 工程管理を適切に行ったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 - その他() 詳細評価内容: 評価項目の該当 3項目以上…………… a 評価項目の該当 2項目 …………… b 評価項目の該当 1項目以下…………… c			- 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 - 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… d		- 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 - 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… e			
					<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">評価する項目数</td><td style="width: 50%;">評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>c</td></tr> </table>		評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている				
		- 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 - 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 - 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。 - 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。 - 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 - 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 - その他() 詳細評価内容: 評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… b 評価項目の該当 2項目以下…………… c			- 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 - 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… d		- 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 - 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば …………… e			
					<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">評価する項目数</td><td style="width: 50%;">評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>c</td></tr> </table>		評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考 査 項 目	細 別	評価対象項目	【評価技術事例】
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	●気象状況などへの対応 （※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。） - 気象状況による制限を受けた工事 - 施工条件の変更に対する対応 - その他（理由 ） 評価 0 点	○気象状況により既設プラントの運転状況の変化で、工期及び施工方法に制約を受け、標準工程で完成しないため、工程短縮の検討を行い工期内に完成した工事 ○施工現場において、工事期間中の維持管理業務に支障をきたさないよう夜間照明及び安全対策など行った工事
		詳細評価内容：	
		●特殊な工事への対応 （※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。） - 新しい技術・工法で行った工事 - 新規導入した機器などの説明・維持管理方法について - その他（理由 ） 評価 0 点	○特殊な工事の理解を深めるため、研修会や見学会を実施した工事 ○新規で導入した機器の操作説明会を行った工事
		詳細評価内容：	
		●建物固有の施工技術の難しさへの対応 （※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。） - 建築材料、設備機材、工法について提案がある場合【総合評価方式における技術提案は除く】 - 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 - 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 - その他（理由 ） 評価 0 点	○パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で、特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ○特殊な工法及び材料等を採用した工事 ○特殊な設備システムを採用した工事 ○免震装置を設ける工事 ○大規模な山留め工法が必要な工事 ○敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設・切り回しを行う工事 ○仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		詳細評価内容：	
		●稼働中の浄水処理への対応 （※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。） - 施工中に、急きょ施工制限を受けた工事 - 工事の実施にあたり、施工時間等の制約を受けた工事 - 雨・雪・風・気温等の影響 - その他（理由 ） 評価 0 点	○突発的事象により、水量管理に影響を及ぼすため、急きょ工事を中断したが工期内に完成させた工事(当日予定していた工事の突発的な中止等) ○高濁度や配水量増大などにより水量管理上やむをえず工程変更となったが、工程短縮の検討を行い工期内に完成させた工事
		詳細評価内容：	
		●厳しい周辺環境、社会条件との対応 （※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。） - 地中埋設物等の作業障害 - 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 - 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 - 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 - その他（理由 ） 評価 0 点	○工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ○工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ○場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ○住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ○有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容：	
		●施工現場での対応 （※下記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。） 【長期工事における安全確保への対応】 ※ただし気象状況などへの対応と重複評価しないこととする 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 - 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 - 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事 - 工程上他工事の制約を受け、機械・人員の増強を行った工事 - 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 - 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 - 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 - 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 - 特殊な室などで、工種が幅狭し困難な調整を要する工事 - 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 - 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事等で、工程の制約等が特に厳しい工事 - その他（理由 ） 評価 0 点	○他工事による施工条件の制約を受け、標準工程では完成できないため工程調整を行い工期内に完成させた工事 ○クレーン等の重機が使用できないため、人力と現場特殊仮設の併用により対応した工事 ○稼働中の電気室や機械室内等の工事で、施工ヤードを区切ることができず日々作業時間に制約を受けた工事
		詳細評価内容：	
		評点計： 0 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。 (担当係長等)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない		
		1. 災害時等において地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 2. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 4. 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 7. その他() 8. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し、工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成。(本項目は2項目の加点とする。)() 詳細評価内容: 評価項目の該当 4項目以上………… a 評価項目の該当 3項目 …………… a' 評価項目の該当 2項目 …………… b 評価項目の該当 1項目 …………… b' 評価項目の該当 0項目 …………… c <table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td>c</td></tr></table>					評価する項目数	評 価
評価する項目数	評 価							
0	c							

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

※3. 詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。

7. 法令遵守等

措 置 内 容	点 数
・ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点
・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点
・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点
・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点
・ 5. 文書注意相当	－ 8 点
・ 6. 口頭注意相当	－ 5 点
・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。	－ 3 点
・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、入札説明書による。)	－ 0 点

■ 該当項目なし

法令減点
0
総合評価減点
0
減点合計
0

※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。
※竣工検査当日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。

① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があった場合」に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。
⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。
⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。

※【適応事例】については、以下に示す事項とする。

・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。
・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は起訴された。
・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例：一括下請け、技術者の専任違反等)
・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。
・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。
・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。
・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。
・ 21 その他(理由：)

工事成績採点の考査項目別運用表（上水道・土木）

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を、評価すべき項目でないなら□を、評価対象外なら空白を選択する。

(検査職員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	「評価対象項目」 - 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を、適切に処理していることが確認できる。 - 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 - 施工計画書が工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 - 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていることが確認できる。 - 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 - 段階（立会）確認等の手続きが、適切であることが確認できる。 - 建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 - 建退共の証紙が適切に配布され、管理されていることが確認できる。 - 作業分担と責任の範囲が書面等で確認できる。 - 施工体制台帳、施工体系図が的確に整備されている。 - 社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 - 社内の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 - 工事材料の品質に影響が無いよう、工事材料を整理・保管していることが確認できる。 - 工事の関係書類及び工事記録写真等を不足なく、適切に整理していることが確認できる。 - その他（ ）				- 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d - 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …………… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …………… b 評価値が60%以上80%未満 …………… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$ 評 価

工事成績採点の考査項目別運用表（上水道・土木）

(検 査 職 員)

考 査 項 目	細 別	評 価 値						
		a	a'	b	b'	c	d	e
		必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。	必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目が該当する。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。	必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。	必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目が該当する。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。	必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	「評定対象項目」 ・ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ・ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ・ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ・ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ・ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ・ その他（ ）						
		評価する項目数 評 価 0						
	出来形	サンプル数が１０個以上の場合	評 価 値					
			b	b'	c	d	e	
			必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照	必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目が該当する。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照	必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、b～b'に該当しない。 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。	
	出来形	サンプル数が１０個未満の場合	「評定対象項目」 ・ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ・ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ・ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ・ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ・ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ・ その他（ ）					
			評価する項目数 評 価 0					

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	上水道管 布設工事	品質が特に優れている ☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。(判断基準参照) (関連基準、配水管布設工事標準仕様書及び各要領集、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ ばらつきの判断基準は別紙ー4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質がやや不適切である	品質が不適切である
II. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 ・ 使用材料は、使用材料承認願で局承認品であることが確認できる。 ・ 水質試験の合格は、水質試験結果表で確認できる。 ・ 水圧テストの合格は、水圧試験結果表で確認できる。 ・ 使用管種は資料等で確認できる。 ・ 各種管継手合否は、継手チェックシートで確認できる。 ・ 溶接継手合否は、資料等により確認できる。 ・ 各種覆類の基礎工を適正に施工している。 ・ 管内清掃を適切に施工している。 ・ ポリエチレンスリーブ被覆工及び分水栓部の外面防食が適切に実施されていることが確認できる。 ・ 管の明示（明示テープ・明示シート）の施工が適切に実施されていることが確認できる。 ・ 防食工及び絶縁処理工を適正に施工している。 ・ 埋め戻しにおいて締固めが適正な方法で施工されており、工事終了後に沈下がない。 ・ 不可視部分が写真等の資料から適正に施工されていることが確認できる。 ・ 山留工、支保工を適正に施工している。 【開削工】 ・ 掘削面以下を乱さないように施工している。 ・ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・ 管布設まで保管、管理が適切であることが確認できる。 ・ 施工基面が平滑に仕上げられている。 【推進工】 ・ 防食被覆が入念に施工されていることが確認できる。 ・ 薬液注入工において削孔・注入の状況及び効果が管理資料から確認できる。 ・ 排水処理工において送排泥管の流量測定記録、逸水の管理が適正に実施されていることが確認できる。 ・ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ・ 立孔部の掘削基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ・ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ・ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ・ 滑材、裏込材が確実に施工されていることが確認できる。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば… d	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。 上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																											
3. 出来形 及び 出来ばえ	上水道管 布設工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である																											
Ⅱ. 品 質		【シールド】 - 溶接作業は有資格者が行っている。 - 二次コンクリート打設前に付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 - 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 - シールド推進作業等がデータで確認できる。 - 裏込め注入状況がデータで確認できる。 - 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 - 施工基面が平滑に仕上げられている。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。																											
							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e																											
		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					●判断基準（品質） <table><tr><th rowspan="2">評価値</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超え																																
90%以上	a	a'	b	b																															
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
60%未満	b'	c	c	c																															
評 価																																			
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																														
3. 出来形 及び 出来ばえ	上水道管 布設工事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている																														
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 - 各種覆の据付が適切に施工されている。 - 各種覆の据付高さが適切で違和感がない。 - 竣工図は作成要領に基づき作成され、見やすく誤差なく、現地に適合している。 - 埋戻し後の路面復旧の状態が良い。 - コンクリート構造物は、きめ細かな施工がされている。 - 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 - 舗装復旧等が現地状況を十分に把握して施工されており、既設部分との取り合いがよい。 - 全体的な美観が良い。					確認項目の該当7項目以上 … a 確認項目の該当6項目 …… b 確認項目の該当5項目 …… c 確認項目の該当4項目 …… d																												
		評価する項目数					評 価																												

品 質 一 覧 表

ページ	項目	細項目	ページ	項目	細項目	ページ	項目	細項目
別紙－３③	上水道工事	【共通】【開削工】【推進工】 【シールド】に分類	別紙－３⑫	地盤改良工事	【共通】【薬液注入工】【高圧噴 射攪拌工】に分類	別紙－３㉑	港湾築造工事（浚渫、 海岸築造工事を含む）	【共通】【浚渫・床掘関係】 【マット・帆布、捨て石及び均し 関係】【堤体、上部関係】【杭及 び矢板控工関係】に分類
別紙－３④	コンクリート構造物	【共通・無筋】【鉄筋】に分類、 二次製品構造物を別項目	別紙－３⑬	コンクリート橋工事 （ＰＣ及びＲＣを対 象）	【共通】【製作関係】【架設関 係】に分類	別紙－３㉒	電線共同溝工事	－
別紙－３⑤	コンクリート二次製品 構造物工事	【共通】【擁壁類（補強擁壁は除 く）】【用排水施設】【管水路工 事】に分類	別紙－３⑭	塗装工事（工場塗装を 除く）	－	別紙－３㉓	機械設備工事	－
別紙－３⑥	土工事	【共通】【掘削等】【盛土・築堤 等】に分類	別紙－３⑮	植栽工事（公園・街 路）	－	別紙－３㉔	電気設備・電気通信工 事	－
別紙－３⑦	土工事（補強盛土）	－	別紙－３⑯	防護柵設置工事	－	別紙－３㉕	消雪工事	【削井工・取水施設工】【散水 工】に分類
別紙－３⑧	鋼橋工事	【工場製作関係】【架設関係】に 分類	別紙－３⑰	標識等設置工事	【共通】【視線誘導標・道路標 識】【照明灯】に分類	別紙－３㉖	下水道工事	【共通】【開削工】【推進工】 【シールド】に分類
別紙－３⑨	舗装工事	【路床・路盤工関係】【アスファ ルト舗装関係】【コンクリート舗 装関係】【橋面舗装】に分類	別紙－３⑱	区画線等設置工事	－	別紙－３㉗	下水道管更生工事	－
別紙－３⑩	法面工事	【共通】【種子吹付工、客土吹付 工、植生基材吹付工関係】【コン クリート又はモルタル吹付工関 係】【現場打法枠工関係】【アン	別紙－３㉙	維持修繕工事	【舗装道維持修繕工事】【道路維 持修繕工事】に分類	別紙－３㉘	試掘工事	－
別紙－３⑪	基礎工	【共通】【深礎工】【既製杭関係 （コンクリート・鋼管・鋼管井筒 等）】【場所打ち杭関係】に分類	別紙－３㉚	解体工事	－	別紙－３㉙	公園施設工事	－
						別紙－３㉚	その他工事	－

評価は、主たる工種で評定します。主たる工種は、概ね６０％以上とします。

従って、主たる工種の割合が、概ね４０％以上６０％未満の場合は、２工種で、概ね４０％未満の場合は３工種で評定することができます。

工種は、最大３工種で、２工種の算定は、次のようになります。

（例）２工種の場合、（１工種目のＡ／Ｂ＋２工種目のＣ／Ｄ）＝（Ａ＋Ｃ）／（Ｂ＋Ｄ）とし、その結果を評価値とします。

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	コンクリート 構造物工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が, 試験項目, 試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため, 監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため, 検査職員が文書で修補指示を行った。
		「評価対象項目」 【共通】【無筋】 - 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており, 適切なコンクリートの規格 (強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等) が確認できる。 (JISA-5308以外の生コンを使用する場合) - コンクリート打設時の必要な供試体を採取し, 強度, スランプ・空気量等が確認できる。 - 施工条件及び気象条件に適した運搬時間, 打設時の投入高さ, バイブレーターによる締固, 養生方法等を適切に行っている。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) - 型枠, 支保工の組立が適正で, コンクリート打設後, 取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 - コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 - コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 - コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 【鉄筋】 - コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 - 鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 - スペーサーを適切に配置し, 鉄筋のかぶりを確保している。 - 鉄筋圧接作業は有資格者が行っている。 - 鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ※ ただし, ばらつきが少なく (規格値を満足) 該当項目が3項目以下の場合には…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は, 評価対象項目だけで評価する。 $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$ ・ クラックがある場合, 別紙－4 の2項を参照し, 評価する。						
II. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

●判断基準 (品質)

評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	コンクリート 構造物工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ コンクリート構造物の肌が良い。 ・ コンクリート構造物の通りが良い。 ・ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・ クラックがない。 ・ 漏水がない。 ・ 全体的な美観が良い。 確認項目の該当 5 項目以上 a 確認項目の該当 4 項目 b 確認項目の該当 3 項目 c 確認項目の該当 2 項目以下 d <table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </table>					評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	コンクリート 二次製品 構造物工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が, 試験項目, 試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため, 監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため, 検査職員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 ・ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ・ J I S 規格外品について, 仕様書の規定する規格, 品質を満足している。 ・ 基礎地盤の整形, 清掃, 湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ・ 二次製品の保管, 吊り込み, 据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ・ 土留め, 水替工等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 ・ 二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が, 製品を確認し受け取り, 損傷のないもので施工されている。 ・ 施工基面は, 平滑で, 所定の強度が確保されている。(据え付け後に不等沈下で波打っていないこと) 【擁壁類(補強土壁擁壁は除く)】 ・ 胴込コンクリート, 裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ・ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ・ 材料の連結, またはかみ合わせが適切である。 ・ 端部における地山とのすりつけが適切である。 ・ 丁張りを二重, 三重に設けるなど, 法勾配, 裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 【用排水施設】 ・ 位置, 方向, 高さ, 勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ・ 不等沈下防止に配慮して, 基礎地盤の締め固めが入念に行われている。 ・ 吞口, 吐口, 集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 ・ 施設の流末は浸食, 滞留等が生じないよう処理されている。 ・ 不等沈下の発生がなく, 基礎コンクリートの亀裂や目地からの漏水も見られない。 ・ 目地に隙間, ズレがなく, 適切に施工されている。 ・ 製品周辺の盛土, 埋戻土の施工にあたり, 巻出し, 転圧が適切に施工されている。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	土工事 (盛土工 事等)	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば… d	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。 上記該当あれば… e
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 - 雨水による崩壊が起きないように、排水対策を実施していることが確認できる。 - 筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 - 法面に有害なクラックや損傷がない。 - 建設発生土が適切に管理されていることが確認できる。 - 施工基面が平滑で、所定の強度が得られるように仕上げられている。 - 建設発生土の再利用が積極的に図られ、適切に管理されていることが確認できる。 【掘削】 - 置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工していることが確認できる。 - 余堀などによる地盤の強度低下を招かないように施工していることが確認できる。 - 切取法面において落石等の危険がないようにゆるんだ転石、岩塊等が除去されている。 【盛土】 - 品質管理の基準、そのための施工方法が明確になっている。 - 盛土材の品質、形状が設計図書に基づくものになっている。 - 段切り等が施工前に適切に行われていることが確認できる。 - 構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っていることが確認できる。 - 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 - 締め固め試験により管理され適正な品質となっている。 - C B R 試験等を行っている。 - 施工後の沈下量の測定が適正に実施されている。 - 土羽工の土質が適正である。						

別紙-3 ⑥ 2

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	土工事 (盛土工 事等)	※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$ ●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 評 価							評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																															
3. 出来形 及び 出来ばえ	土工事 (盛土工 事等)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																															
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 仕上げが良い。 ・ 通りが良い。 ・ 端部処理が良い。 ・ 構造物とのすりつけ等が良い。 ・ 全体的な美観が良い。 確認項目の該当4項目以上 a 確認項目の該当3項目 …… b 確認項目の該当2項目 …… c 確認項目の該当1項目以下 d <table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </table>							評価する項目数	評 価	0																									
評価する項目数	評 価																																			
0																																				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形 及び 出来ばえ	土工事 (補強盛 土工)	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。		
		「評価対象項目」 - 雨水による崩壊が起きないように、排水対策を実施していることが確認できる。 - 筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 - 法面に有害なクラックや損傷がない。 - 建設発生土が適切に管理されていることが確認できる。 - 施工基面が平滑で、所定の強度が得られるように仕上げられている。 - 建設発生土の再利用が積極的に図られ、現場での放置がなく、適切に管理されていることが確認できる。 - 基礎が沈下しないように十分な強度があるかが確認されて作業がされている。 - 盛土仕上がり状態が変形のない、はらみのない状態で完成している。 - 補強材の施工にずれ、歪み、はらみ、損傷がないことが確認できる。 - 盛土の締固を適切な条件（人力機械別、巻出し厚、敷き均し、転圧作業等）で施工されていることが確認できる。 - プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料によりの確に確認できる。 - 現場条件に応じた排水対策が、施工時を含め適切に講じられていることが確認できる。 - 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 - 構造物との取り合いがよく、排水処理が適切に実施されていることが確認できる。								
Ⅱ. 品 質		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 $= \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					●判断基準（品質）			

評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	土工事 (補強盛 土工)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
		「評価対象項目」 ・ 壁面材の割れ，カケがない。 ・ 基礎上面の平坦性が良い。 ・ 天端仕上げ，端部仕上げ等が良い。 ・ 壁面材の目違い，段差が少ない。 ・ 構造物の通りが良い。 ・ 全体的な美観が良い。								
Ⅲ. 出 来 ば え		確認項目の該当 5 項目以上 ・ a 確認項目の該当 4 項目 …… b 確認項目の該当 3 項目 …… c 確認項目の該当 2 項目以下 ・ d								
		<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>					評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	鋼橋工事 (PC床版 工事はコ ンクリー ト構造物 に準ず る)	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。
		「評価対象項目」 【工場製作関係】 - 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 - 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。 - 素地調整の場合、第1種ケレン後、仕様書に定められた時間内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 - 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 - 塗料の品質が出荷証明書、塗料証明書で確認できる。 - 塗装前の処理が適切に実施されていることが確認できる。 - 仕様書に定められた制限内の気温、湿度の条件下で塗装を行っていることが確認できる。 - 鉄筋圧接作業は有資格者が行っている。 - 放射性透過試験により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。 - キャンパーが規格どおりに確保されていることが確認できる。 【架設関係】 - ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。 - ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 - 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついていることが確認できる。 - ボルトの品質がミルシート等で確認できる。 - 架設の結果、塗装面を損傷していない。 - 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 - 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 - 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 - 現場塗装で塗り残し、むら等がない。 - 鋼材の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されていることが確認できる。 ※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 $= \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$						
Ⅱ. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

●判断基準（品質）

評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	鋼橋工事 (PC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
Ⅲ. 出来ばえ		「評価対象項目」 ・ 表面に補修箇所がない。 ・ 部材表面に傷，錆がない。 ・ 溶接に均一性がある。 ・ 塗装に均一性がある。 ・ 全体的な美観が良い。 確認項目の該当 4 項目以上 ・ a 確認項目の該当 3 項目 …… b 確認項目の該当 2 項目 …… c 確認項目の該当 1 項目以下 ・ d 評価する項目数 0 評 価				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	舗装工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。(判断基準参照) {関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－４参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 ・ 路床・路盤工のブルフローリングを行っている。 ・ 軟弱地盤など路床工にとって不適合なものに対し、対応策が取られている。 ・ 材料が分離しないようにおろす位置、方法が適正な方法で行われている。 ・ 構造物周辺の締固め等が、適切に行われていることが確認できる。 ・ 路床・路盤工の密度管理が適切に行われていることが確認できる。 ・ 材料の品質証明書が整理されている。 ・ 掘削面の凹凸を除去し、均一な路床安定処理工が実施されている。 ・ 舗装の出来上りを左右する路盤工が平坦に出来上がっていることが確認できる。 ・ 設計図書に基づき、所定の厚さ管理が行われ、かつ品質管理が実施されている。 ・ 構造物とのすり付けが適正に実施され、ゆるんだところがない。 ・ 舗装面は凹凸やローラー跡がなく、平坦に仕上がっている。 【アスファルト舗装関係】 ・ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く) ・ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放時の温度管理を適切に行っている。 ・ 舗設の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上にずらしていることが確認できる。 ・ 目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 ・ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 ・ 乳剤が均一に散布され、第三者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 ・ アスカーブの施工において細かな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 ・ 路肩処理、縁端処理の施工において細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 【コンクリート舗装関係】 ・ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（JISA-5308以外の生コンを使用する場合） ・ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ・ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・ コンクリート打設までのチェアー、タンパー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ・ コンクリート版の４隅、スリッパー、タンパー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないようにしている。 ・ コンクリート舗装の表面は粗面仕上げで、かつ平坦、緻密、堅硬な表面仕上げになっている。 ・ コンクリート舗装の表面仕上げで縦方向に凹凸がない。 ・ 目地の隣り合わせの舗装面に段差がない。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	舗装工事	【橋面舗装】 - 橋面舗装では，舗装に先駆け行う防水工においてむらがなく，橋面の防水前，及び施工後の測定を行っている。 - 水の浸入を防止する舗装端部の処理が適正に施工されている。 - 防水シートは，橋面部を洗浄し，水分計等で床版が十分に乾燥したことを確認した後に付着を適切に行っている。 - 舗装コアを採取しない場合は，別途適切な方法で密度管理を行っている。 - 床版工のスペーサーは，本体コンクリートと同等の品質で，仕様書に定められた数以上の設置が確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば… d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が文書で修補指示を行った。 上記該当あれば… e																												
II. 品 質		※ ただし，ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。 $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{} \%$					●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>		評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
							<table border="1"> <tr><td>評 価</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	評 価																												
評 価																																				
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																															
3. 出来形 及び 出来ばえ	舗装工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																															
III. 出 来 ば え		「評価対象項目」 - 舗装の平坦性が良い。 - 構造物の通りが良い。 - 端部処理が良い。 - 構造物へのすりつけ等が良い。 - 雨水処理が良い。 - 全体的な美観が良い。					確認項目の該当5項目以上 … a 確認項目の該当4項目 …… b 確認項目の該当3項目 …… c 確認項目の該当2項目以下 … d																													
							<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </table>	評価する項目数	評 価	0																										
評価する項目数	評 価																																			
0																																				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	法面工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－４参照 ☆ 品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 ・ 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ・ 湧水，地表水の処理が適切で侵食，亀裂等がないことが確認できる。 ・ ラス張工は，地山に均等になじむように張られ，浮いているところないように施工されていることが確認できる。 ・ 法肩の地山への巻き込みが適正に施工されていることが確認できる。 ・ ネットの設置にあたり，法面への固定方法が適切であることが確認できる。 ・ 地山表面の不純物の除去が確実に実施されていることが確認できる。 【種子吹付工，客土吹付工，植生基材吹付工関係】 ・ 土壌試験を実施し，施工に反映していることが確認できる。 ・ ネット等の重ね幅が規定以上確保されていることが確認できる。 ・ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ・ 吹付け厚さによって必要な場合，２層以上の吹き付けは，層を分けて施工していることが確認できる。 ・ 跳ね返り材料が適切に処理されていることが確認できる。 ・ 種子の品質が適正なことが書類等で確認できる。 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ・ 金網等の重ね幅が規定以上確保されていることが確認できる。 ・ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ・ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ・ 金網が仕様書の通りに施工され，仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されていることが確認できる。 ・ 水抜きパイプが適切に配置されていることが確認できる。 【現場打ち法枠工関係】 ・ アンカーの施工長さが確認できる。 ・ 現場養生が適切に行われていることが確認できる。 ・ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ・ 層間に剥離がないことが確認できる。 ・ 跳ね返り材料が適切に処理されていることが確認できる。 ・ アンカーが確実に固定されていることが確認できる。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	法面工事	【アンカー工】 ・ ボルトの締付確認が実施され、適切に管理されていることが確認できる。 ・ ボルトの締め付け機、測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ・ アンカー施工までの定着具、テンドン等の保管管理が適正であることが確認できる。 ・ アンカー等の組み立て、加工が適正で損傷、汚れがないことが確認できる。 ・ グラウト注入のセメントミルクの品質、強度および充填確認が資料等により確認できる。 ・ 削孔の位置、削孔長、方向について確認できる記録が管理されていることが確認できる。 ・ 削孔内の洗浄が適切に施工され、スライムの除去が資料等で確認できる。 ・ 設計アンカーの耐力確保のためにジャッキの試験成績表に基づき、定着荷重の資料が整備されている。 ・ 材料・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。 ※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば… d	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。 上記該当あれば… e																												
Ⅱ. 品質		●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 評価							評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																															
3. 出来形 及び 出来ばえ	法面工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																															
Ⅲ. 出来ばえ		「評価対象項目」 ・ 構造物の通りが良い。 ・ 植生、吹付け等の状況が均一である。 ・ 端部処理が良い。 ・ 全体的な美観が良い。 ・ アンカーの方向が良い。 ・ アンカーとプレートに隙間がない。 ・ 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 確認項目の該当6項目以上 … a 確認項目の該当5項目 …… b 確認項目の該当4項目 …… c 確認項目の該当3項目以下 … d																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価する項目数</th><th>評 価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </tbody> </table>							評価する項目数	評 価	0																									
評価する項目数	評 価																																			
0																																				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。(判断基準参照) {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－４ 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 ・ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 ・ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重が適切に管理されている。 ・ ケーシングをはじめ、加工組立した鉄筋等について細心の注意で施工されている。 ・ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 ・ 測定機器のキャリブレーションを実施している。 【深礎工】 ・ ライナープレート等の組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 ・ 孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図等などにより確認されている。 【既成杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒等）】 ・ 杭に損傷及び補修痕がない。 ・ 杭の打止め管理方法が整備され、支持強度等に係る記録が確認できる。 ・ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ・ 打ち込み機械が堅固な足場に固定され、施工されていることが確認できる。 ・ 鉄筋圧接作業は有資格者が行っている。 ・ 杭頭処理にあたり、設計図書に基づき適切な処理が実施されている。 ・ 杭先端の根固め工法において品質が確保されたセメントミルクにより施工され、打設量が確認できる。 【場所打ち杭関係】 ・ 杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。 ・ トレミー管を、コンクリート内に仕様書に定められた長さ以上入れて施工していることが確認できる。 ・ 鉄筋の加工組立、及び設置が適正に行われている。 ・ スライム処理が適正に行われていることが確認できる。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工	【コンクリート工（場所杭の中詰め用等）】 - 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（JISA-5308以外の生コンを使用する場合） - コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 - 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等、適切に行われている。 - コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 - 機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整備されている。 - コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 - 鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 - スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 - 鉄筋圧接作業は有資格者が行っている。 - 鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$ ●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 評 価					評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば… d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。 上記該当あれば… e
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
3. 出来形 及び 出来ばえ	基礎工	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	「評価対象項目」 - 土工関係の仕上げが良い。 - 通りが良い。 - 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 - 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 確認項目の該当 3 項目以上 ・ a 確認項目の該当 2 項目 …… b 確認項目の該当 1 項目 …… c 該当項目なし …………… d																														
		評価する項目数 0					評 価																													

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	地盤改良 工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。																												
		「評価対象項目」 【共通】 ・ 使用材料は、数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている。 ・ 施工ポイントにロッドのセンターが合っているか、ロッドの寸法、及び残尺をもって確認できる。 ・ 機械の安定を確認し、垂直精度を確認し、孔曲がりの防止につとめ、水平度、鉛直度が確保されている。 ・ 注入量は、流量計を使用し、規定分の注入材を注入したことが確認できる。 ・ 工事着手前に配合試験、一軸圧縮試験等を実施し、それに基づいた施工が実施されている。 【薬液注入工】 ・ 薬液の配合は、常に設定されたゲルタイムになるように日々管理がなされている。 ・ 注入順序はステップアップ方式とし正規の間隔で引き上げ管理していることが確認できる。 ・ 注入は、突出量を一定に保つように圧力管理が実施されている。 ・ 注入状況を証明する記録用紙には、監督員の検印されたもので整理されている。 ・ 注入完了後は、設計を満足する結果かどうかを透水試験等により確認されている。 ・ 薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質汚濁の状況を監視し、測定結果が水質基準に適合している。 【高圧噴射攪拌工】 ・ 噴射テストにより施工仕様の確認を実施している。 ・ 造成の際には、圧力、回転数などの施工仕様にに基づき管理されていることが確認できる。 ・ 注入材の管理は、常に練り上がった注入材の比重をマッドバランスで管理し、日々測定の比重管理が実施されてい る。 ・ 規定の有効径が確保され、一軸圧縮強度試験により強度管理されている。 ・ 六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。																																		
Ⅱ. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e																												
		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで 評価する。 $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$																																		
		●判断基準（品質）																																		
		<table><tr><th rowspan="2">ばらつき 評価値</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつき 評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
ばらつき 評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
		<table><tr><td>評 価</td></tr><tr><td></td></tr></table>					評 価																													
評 価																																				

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	地盤改良 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 土工関係の仕上げが良い。 ・ 通りが良い。 ・ 天端仕上げ，端部仕上げが良い。 ・ 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 確認項目の該当 3 項目以上 ・ a 確認項目の該当 2 項目 …… b 確認項目の該当 1 項目 …… c 該当項目なし …………… d <table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>					評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

(検査職員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	コン クリ ート橋 工事 (PC 桁及びRC 桁を対 象)	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断基準は別紙ー4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。
		「評価対象項目」 【共通】 ・ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（JISA-5308以外の生コンを使用する場合） ・ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ・ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、パイプレーターによる締固、養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・ 型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・ 鉄筋等の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・ 鉄筋圧接作業は有資格者が行っている。 ・ 鉄筋等の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・ コンクリート打設時に雨水等の対策が適切に行われている。 ・ コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・ コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 【製作関係】 ・ 製品の規格・数量がミルシート等（現場照会を含む）で確認できる。 ・ 作業実施前に装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 ・ スペーサーの材料が適正で、品質が確認できる。 ・ プレベーム桁のプレフレクションが適正に実施されている。 ・ 緊張及びグラウト管理が適切に管理されている。 ・ プレストレス時のコンクリート強度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 【架設関係】 ・ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタルでの付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。 ※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$ ・ クラックがある場合、別紙ー4の2項を参照し、c、dまたはe評価する。						
II. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

●判断基準（品質）

ばらつき 評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判 断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	コンク リート橋 工事 (PC 桁及びRC 桁を対 象)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ コンクリート構造物の肌が良い。 ・ コンクリート構造物の通りが良い。 ・ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・ 支承部の仕上げが良い。 ・ クラックがない。 ・ 全体的な美観が良い。				確認項目の該当 5 項目以上 a 確認項目の該当 4 項目 b 確認項目の該当 3 項目 c 確認項目の該当 2 項目以下 d				
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>	評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	塗装工事 (工場塗 装を除 く)	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が, 試験項目, 試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため, 監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため, 検査 職員が文書で修補指 示を行った。																												
		「評価対象項目」																																		
Ⅱ. 品 質		・ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ・ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ・ 施工時の天候, 気温及び湿度等の条件が整理・記録されており, 適正な気象条件下で塗装をしている。 ・ 塗料を使用前に攪拌し, 容器底部に顔料が沈殿していないことが確認できる。 ・ 塗料に有害な付着物がない。 ・ 塗料の空缶管理が, 写真等で確実に空であることが確認できる。 ・ 塗料の品質が出荷証明書, 塗料証明書で確認できる。 ・ 上向きなど塗装しにくいところが入念に施工されている。 ・ 締め付けボルト, 橋台と桁の間, 及び隅の所で塗り残しがない。 ・ 仮設足場の跡などの塗り残し, 色違いの塗装のないことが確認できる。 ・ 塗膜の表面に気泡, 凹凸がないことが確認できる。 ・ 設計図書に示された数量が, 使用前後で資料により確認できる。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e																												
		※ ただし, ばらつきが少なく(規格値を満足)該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は, 評価対象項目だけで 評価する。																																		
		$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{} \%$																																		
							●判断基準 (品質) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr></thead><tbody><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table> 評 価		評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	塗装工事 (工場塗 装を除 く)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
		「評価対象項目」 ・ 塗装の均一性が良い。 ・ 細部まできめ細かな施工がされている。 ・ 補修箇所がない。 ・ 全体的な美観が良い。								
Ⅲ. 出 来 ば え		確認項目の該当 3 項目以上 ・ a 確認項目の該当 2 項目 …… b 確認項目の該当 1 項目 …… c 該当項目なし …………… d								
		<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>					評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																										
3. 出来形 及び 出来ばえ	植栽工事 (公園・ 街路)	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。																										
		「評価対象項目」 ・ 設計図書に基づく各種材料の品質証明が整備されている。 ・ 土壌硬度試験及び土壌試験（pH）を実施し施工に反映している。 ・ 活着管理が適正に行われている。 ・ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切になされている。 ・ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ・ 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ・ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 ・ 土壌改良においては、設計に基づく改良深さ、改良材の添加量が確保され、均一に混合されている。 ・ 樹木保護のため、根捲き・幹捲きなどが適切に行われている。 ・ 支柱は、全体的な美観を考慮して、バランスよく、高さ、方向など統一されて施工されている。 ・ 樹木・地被類、つる性植物等には樹幹のわれ、病虫害などないことが確認できる。 ・ 現場に搬入された樹木類は、速やかに植え付けられ枯死しないように養生されている。																																
Ⅱ. 品 質		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 ＝ 評価する項目 ／ 評価対象項目 × 1 0 0 ＝ 0 ／ 0 × 1 0 0 ＝ % ●判断基準（品質） <table><tr><th rowspan="2">評価値</th><th colspan="3">ばらつき</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 評 価					評価値	ばらつき			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつき			ばらつきで判断不可能																														
	50%以下	80%以下	80%を超え																															
90%以上	a	a'	b	b																														
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																														
60%以上75%未満	b	b'	c	c																														
60%未満	b'	c	c	c																														

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d				
3. 出来形 及び 出来ばえ	公園・植 栽工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている				
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 - 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 - 支柱の取り付けが堅固である。 - 通りが良い。 - きめ細かな施工がなされている。 - 全体的な美観が良い。 確認項目の該当 4 項目以上 a 確認項目の該当 3 項目 b 確認項目の該当 2 項目 c 確認項目の該当 1 項目以下 d							
		<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td> <td>評 価</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>				評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価								
0									

Ver.D1606

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	防護柵等設置工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
Ⅲ. 出来ばえ		「評価対象項目」 ・ 通りが良い。 ・ 端部処理が良い。 ・ 部材表面に傷，錆がない。 ・ 既設構造物とのすりつけが良い。 ・ きめ細かな施工がなされている。 ・ 全体的な美観が良い。 確認項目の該当 5 項目以上 確認項目の該当 4 項目 確認項目の該当 3 項目 確認項目の該当 2 項目 a …… b …… c …… d 評価する項目数 0 評 価				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	標識等設置工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。																												
		「評価対象項目」 【共通】 ・ ボルトは資材に対し直角に通り、緩みなく締め付けが十分であることが確認できる。 ・ シールは位置、高さなどの点で適正に貼られ、しわが寄っていない。 【視線誘導標・道路標識】 ・ 製品の損傷、キズ、へこみなどが無いことが確認できる。 ・ 視線誘導標、道路標識は、垂直に立ち、規格通りの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 ・ 色彩・反射性能を試験結果報告書などで確認できる。 ・ 構造物強度・地耐力の確認が出来る。 ・ 視線誘導標の反射器の設置が適切である。 ・ 視線誘導標の支柱が沈下するおそれがないよう十分突き固められている。 ・ コンクリート基礎の施工では、周囲の締め固めが十分に行われている。 ・ 支柱を支える基礎は、規格通りにできあがり、高さ、位置が設計図書に適合することが確認できる。 【照明灯】 ・ 製品に損傷、キズ、へこみなどがないことが確認できる。 ・ 照明灯は、垂直に立ち、規格通りの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が適正である。 ・ 設計図書に明示以外は、照明灯の方向は、道路法線に直角に対称形になっている。 ・ 構造物強度・地耐力の確認ができる。 ・ 基礎の周囲の締め固めが十分に行われていることが確認できる。 ・ 支柱を支える基礎は、規格通りにできあがり、高さ、位置が設計図書に適合することが確認できる。																																		
Ⅱ. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e																												
		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。																																		
		$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$																																		
							●判断基準（品質）																													
							<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr></thead><tbody><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>		評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
							<table border="1"><tr><td>評 価</td></tr><tr><td> </td></tr></table>		評 価																											
評 価																																				

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d				
3. 出来形 及び 出来ばえ	標識等設置工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている				
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 設置位置に配慮がある。 ・ 標識の向き，角度，支柱の通りが良い。 ・ 標識板，支柱に変色がない。 ・ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ・ 全体的な美観が良い。 確認項目の該当 4 項目以上 a 確認項目の該当 3 項目 …… b 確認項目の該当 2 項目 …… c 確認項目の該当 1 項目 …… d <table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>					評価する項目数	評 価	0
評価する項目数	評 価								
0									

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	区画線工 事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。
		「評価対象項目」 ・ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、仕様書に定められた数値以下であることが確認できる。 ・ 塗料の空き缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ・ 施工時の気象条件を考慮し、施工がなされていることが確認できる。 ・ 施工前に路面を清掃した上で、乾燥後に施工されている。 ・ 溶融式区画線の施工では溶融槽を適温に管理している。						
Ⅱ. 品 質		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が2項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 $= \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					上記該当あれば… d 上記該当あれば… e	

●判断基準（品質）

評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	区画線工 事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 塗料の幅と厚さが均一である。 ・ 視認性が良い。 ・ 接着状態が良い。 ・ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ・ 全体的な美観が良い。 確認項目の該当 4 項目以上 a 確認項目の該当 3 項目 …… b 確認項目の該当 2 項目 …… c 確認項目の該当 1 項目 …… d								
		<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>					評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	維持修繕 工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が, 試験項目, 試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため, 監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため, 検査職員が文書で修補指示を行った。
		「評価対象項目」 【舗装道維持修繕工事】 - 設計図書に基づく混合物の配合報告書により適切な混合物の規格が確認できる。 - 混合物の温度管理が, プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 - 気象条件に適した混合物の運搬方法, 舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。 - 舗装が入念に実施されており, 周縁部との段差, 隙間などなく, 確実な密着が確認できる。 - 施工面の水, ゴミ等の有害物を除去後に舗設したことが確認できる。 - 乳剤が均一に散布され, 第三者への飛散防止対策, 及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 - 舗設後, 直ちに供用する必要がある現場で, 交通解放時の温度管理を適切に行っている。 - 目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 - 切削工では切削面が平坦に施工されていることが確認できる。 【道路維持修繕工事】 - 材料(二次製品)の規格, 品質が適正であり, 証明書等が整備されている。 - 基礎, 支柱が沈下しないよう, 設置孔の基礎部が十分締め固められ, 堅固に立て込まれている。 - 取り替え前に, 既存部材の形状等がきめ細かに調整され, 支障なく本来の機能が確保されている。 - 蓋のガタツキがないことが確認されている。 - 設計図書に基づいた構造物, 道路付属物周辺の除草, 伐採が実施されている。 ※ ただし, ばらつきが少なく(規格値を満足)該当項目が2項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は, 評価対象項目だけで評価する。 $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$						
Ⅱ. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

●判断基準 (品質)

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	維持修繕 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ・ きめ細かな施工がなされている。 ・ 既設構造物とのすりつけが良い。 ・ 全体的な美観が良い。 ・ 水溜りが生じていない。 確認項目の該当 4 項目以上 a 確認項目の該当 3 項目 …… b 確認項目の該当 2 項目 …… c 確認項目の該当 1 項目 …… d								
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>	評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

(検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	解体工事	「評価対象項目」					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。
		・ 振動・騒音・粉塵・汚濁水等により、第三者に被害をおよぼさないよう施工していることが確認できる。						
		・ 供用中の道路・住宅等に影響をおよぼさないよう施工していることが確認できる。						
Ⅱ. 品 質		・ 本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないよう施工していることが確認できる。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e
		・ 取り壊し殻を分離し、それぞれ収集運搬、処理が適正に行われていることが、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で確認できる。						
		・ 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。						
		・ その他の事項について設計図書に基づいて施工されている。						
		・ その他（						
確認項目の該当 5 項目以上 …… a								
確認項目の該当 4 項目 …… a ’								
確認項目の該当 3 項目 …… b								
確認項目の該当 2 項目 …… b ’								
確認項目の該当 1 項目以下 …… c								

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形及び出来ばえ	解体工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出来ばえ		「評価対象項目」 ・ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 ・ 安全及び環境に対する配慮が適切である。 ・ 整地状況が良い。 ・ 解体撤去後の全体的な美観が良い。 ・ その他（ ） 確認項目の該当 3 項目以上 確認項目の該当 2 項目 確認項目の該当 1 項目 該当項目なし ・ a …… b …… c …… d								
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td>d</td></tr></table>	評価する項目数	評 価	0	d
評価する項目数	評 価									
0	d									

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	港湾築造 工事（浚 渫，海岸 築造工事 を含む）	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと，評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため，監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため，検査 職員が文書で修補指 示を行った。
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 ・ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ・ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 ・ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ・ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており，適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（JISA-5308以外の生コンを使用する場合） ・ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し，強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ，パイプレーターによる締固，養生方法等，適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・ 型枠，支保工の組立が適正で，コンクリート打設後，取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・ コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・ コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・ コンクリートの現場養生の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・ 施工基面が平坦に仕上げられている。 ・ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 ・ 捨石，被覆石などの材料の規格・品質・軽量が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 ・ コンクリート打設までの鉄筋や型枠セパレーターの保管管理が適正であることが確認できる。 ・ 鉄筋の加工・組立が適切であることが確認できる。 ・ スペーサーを適切に配置し，鉄筋のかぶりを確保している。 ・ 鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・ 工事期間中，1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ・ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 ・ 浚渫に関する仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ・ 浚渫工又は床掘工についてムラなく設計図書どおりに施工されていることが記録により確認できる。 ・ 測深資料から施工の適正さが確認できる。 【マット，帆布，捨石及び均し関係】 ・ マット又は帆布が破損なく所定の幅で積み重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ・ 捨石基礎は，大小の石でかみ合わせが良く均し面にゆりみがないよう施工され，平坦に仕上げられていることが確認できる。 ・ 被覆及び根固め石がゆりみのないように堅固に施工され，記録により確認できる。 ・ 裏込めが既設構造物及び砂防目地版の破損に注意して施工され，記録により確認できる。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																											
3. 出来形 及び 出来ばえ	港湾築造 工事（浚 渫，海岸 築造工事 を含む）	【ブロック関係】 - 異形ブロック等を現場で製作のものは，型枠搬入時に仮組等を実施し，寸法・歪み・傷等をチェックしている。 - 異形ブロックの製作で豆板，かけ，型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。 - コンクリートブロックの転地及び仮置きにあたって，強度確認を行っている。 - 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置きを行っていることが確認できる。 - コンクリートブロック据付に先立ち，気象・海象等を十分調査し，据付作業が所定の精度で行われている。 - ブロック据付等についてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 - 方塊ブロックが垂直に据えられていることが確認できる。 - 乱積でコンクリートブロック相互のかみ合わせがよく，孤立したブロックがないことが確認できる。 【堤体・上部工関係】 - 施工の打ち継ぎ目では，位置が適正で，コンクリート打設前の清掃等が適切に行われている。 【杭及び矢板，控工関係】 - 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。 - 杭及び矢板の打止め施工管理方法等が整備され，かつ記録が確認できる。 - 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 - 腹起こし材を全延長にわたり規定の水平高さに取り付け，ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 - 鋼材の保管にあたり，変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう，適切に処理されている。 - 控索材は隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ※ ただし，ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。 評価値 $= \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{} \%$					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば… d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が文書で修補指示を行った。 上記該当あれば… e																											
II. 品 質																																			
		●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>					評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超え																																
90%以上	a	a'	b	b																															
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
60%未満	b'	c	c	c																															
							評 価																												
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																														
3. 出来形 及び 出来ばえ	港湾築造 工事（浚 渫，海岸 築造工事 を含む）	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																														
III. 出来ばえ		「評価対象項目」 - 通りが良い。 - 施工管理記録などから，不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 - 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 - きめ細かな施工がなされている。 - 全体的な美観が良い。					確認項目の該当4項目以上 ・ a 確認項目の該当3項目 …… b 確認項目の該当2項目 …… c 確認項目の該当1項目以下 ・ d <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価する項目数</th><th>評 価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </tbody> </table>	評価する項目数	評 価	0																									
評価する項目数	評 価																																		
0																																			

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	電線共同 溝工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。
		「評価対象項目」 ・ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ・ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ・ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようになつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ・ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ・ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ・ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。						
Ⅱ. 品 質		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで 評価する。 $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

●判断基準（品質）

評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	電線共同 溝工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 歩道及び車道の舗装（仮復旧舗装を含む）の勾配が適切で、有害な段差がなく、平坦性が確保されている。 ・ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ・ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・ 全体的な美観が良い。								
						確認項目の該当 3 項目以上 ・ a 確認項目の該当 2 項目 …… b 確認項目の該当 1 項目 …… c 該当項目なし …………… d				
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>	評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	機械設備 工事	「評価対象項目」 - 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し、品質の確認ができる。 - 設備の機能及び性能が、承認図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 - 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図書として提出していることが確認できる。 - 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 - 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 - 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し、品質の確認ができる。 - 小配管、電気配線、配管が承認図書のとおり敷設していることが確認できる。 - 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 - 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 - 機器の配置が点検しやすいように工夫していることが確認できる。 - 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 - 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 - 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。 - その他（					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば… d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。 上記該当あれば… e
Ⅱ. 品 質		※ ただし、該当項目が3項目以下の場合は…… c 評価値 $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					評価値が90%以上………… a 評価値が80%以上90%未満…… a ’ 評価値が70%以上80%未満…… b 評価値が60%以上70%未満…… b ’ 評価値が60%未満………… c 評 価	

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	
3. 出来形 及び 出来ばえ	機械設備 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 - 主設備，関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており，運転操作性が良い。 - きめ細かな施工がなされている。 - 土木構造物，既設設備等とのすりつけが良い。 - 溶接，塗装，組立等において，細部にわたる配慮がなされている。 - 全体的な美観が良い。 確認項目の該当 4 項目以上 ・ a 確認項目の該当 3 項目 …… b 確認項目の該当 2 項目 …… c 確認項目の該当 1 項目 …… d 評価する項目数 評 価 0				

		(検 査 職 員)						
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	電気設 備・電気 通信工事	「評価対象項目」 - 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 - 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 - 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 - 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 - ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 - 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 - 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 - 完成図書で、定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 - 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 - 設備全体としての運転性能が、所定の能力を満足していることが確認できる。 - 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を、工場試験記録により確認できる。 - その他（					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。
Ⅱ. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e
		※ ただし、該当項目が3項目以下の場合は…… c 評価値 $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \div \%$					評価値が90%以上………… a 評価値が80%以上90%未満…… a ’ 評価値が70%以上80%未満…… b 評価値が60%以上70%未満…… b ’ 評価値が60%未満………… c	
							評 価	

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	電気設 備・電気 通信工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 - きめ細かな施工がなされている。 - 公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。 - 動作状態において，電氣的及び機械的な異常が無く，総合的な機能及び運用性が良い。 - 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され，総合的な性能向上への配慮がなされている。 - 操作，保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 - 全体的な美観が良い。				確認項目の該当 5 項目以上 ・ a 確認項目の該当 4 項目 …… b 確認項目の該当 3 項目 …… c 確認項目の該当 2 項目 …… d				
						<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>	評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	消雪工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断基準は別紙―4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	・ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。
		「評価対象項目」 【削井工・取水施設工】 ・ 材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・ 設計図書に示められたとおりにストレーナーの位置が正確に設置されている。 ・ ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。 ・ 充填材に均一な砂利が使われている。 ・ 井戸が鉛直であることが確認できる。 ・ 揚水試験を適切に行い、施工に反映している。 ・ 削井完了後、電気検層により記録が適正に管理されている。 ・ ポンプの据え付け位置が適切である。 ・ 電気設備及びポンプが正常に稼動することが確認できる。 ・ 機器の性能・機能が設計図書どおりであることが確認できる。 ・ 製造者による試験等が的確に行われ、設計図書に適合する証明書が整備されている。 ・ 施工の品質・形状が的確で良好な施工である。 ・ 機器の適切性が確認でき、試験運転の記録が確認できる。 ・ 不可視部分が写真等の資料から適切に施工されたことが確認できる。 【散水工】 ・ コンクリート二次製品の場合は、損傷のないもので、品質、規格が証明書により確認できる。 ・ アスファルトカッターによる舗装切断は、慎重な施工によるやり直しがないことが確認できる。 ・ 掘削面以下を乱さないように入念に施工され、施工基面が平坦に仕上げられている。 ・ 補修痕等がなく、施工方法が適正に行われたことが工事中写真等の記録により確認できる。 ・ ノズルのコンクリート面が平坦に仕上げられ、孔の位置が流動方向を考慮して適切に設置されている。 ・ 既設構造物との取り合い、及び曲線部の施工が適切に行われている。 ・ 鉄筋及びコンクリートの施工が適切に行われている。 ・ 二次製品は、ブロックの接合でねじれがなく、滑らかで、かつ適切な隙間間隔で施工されていることが確認できる。 ・ 現場打ちのノズル位置が適正に設置されていることが確認できる。 ・ 二次製品の設置後の埋め戻しは、締め固めに注意が払われ、適切に行われ、沈下の状況がなく、隣接ブロックと滑らかである。						
Ⅱ. 品 質							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ	消雪工事	※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 $= \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{} \%$ ●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>評 価</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>							評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	評 価	
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
	50%以下	80%以下	80%を超え																																			
90%以上	a	a'	b	b																																		
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
60%未満	b'	c	c	c																																		
評 価																																						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																																	
3. 出来形 及び 出来ばえ	消雪工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																	
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 仕上げが良い。 ・ 通りが良い。 ・ 端部処理が良い。 ・ 既設構造物とのすりつけが良い。 ・ 全体的な美観が良い。 ・ 均等に水がまわる。 ・ 使用者に対する安全及び環境の配慮が適切である。 ・ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 確認項目の該当 7 項目以上 a 確認項目の該当 6 項目 …… b 確認項目の該当 5 項目 …… c 確認項目の該当 4 項目以下 d <table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </table>							評価する項目数	評 価	0																											
評価する項目数	評 価																																					
0																																						

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	下水道工 事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 - マンホールにおいて出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール、止水ゴムが適切に設置されている。 - インバートは形状、勾配等が適正で漏水がない。 - 防食被覆が入念に実施され、かつ表面が滑らかである。 - マンホールにおいて各部材にクラック等がなく、漏水がない。 - マンホールの足掛金具の位置、方向、出が適正で、鉄蓋位置については、ガタツキがなく仕上がり、天端高さも適正である。 - 材料の品質規格証明書等が整備されている。 - 出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。 - 管渠において漏水個所がなく、影響を与えるクラックや変形がない。 - 管渠継ぎ手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好である。 - 不可視部分が写真等の資料から適正に施工されていたことが確認できる。 - 埋め戻しにおいて締固めが適正な方法で施工されており、工事終了後に沈下がない。 - 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。 - 山留工、支保工を適正に施工している。 - 管底に水がたまった形跡がない。 【開削工】 - 管渠継ぎ手部ボルトの締め付け確認が実施され、適正に記録が管理されている。 - 掘削面以下を乱さないように施工している。 - 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 - 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 - 管布設まで保管、管理が適切であることが確認できる。 - 施工基面が平滑に仕上げられている。 【推進工】 - 防食被覆が入念に施工されていることが確認できる。 - 薬液注入工において削孔・注入の状況及び効果が管理資料から確認できる。 - 排水処理工において送排泥管の流量測定記録、逸水の管理が適正に実施されていることが確認できる。 - 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 - 立孔部の掘削基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 - 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 - 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 - 滑材、裏込材が確実に施工されていることが確認できる。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	下水道工 事	【シールド】 - 溶接作業は有資格者が行っている。 - 二次コンクリート打設前に付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 - 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 - シールド推進作業等がデータで確認できる。 - 裏込め注入状況がデータで確認できる。 - 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 - 施工基面が平滑に仕上げられている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補指示を行った。																												
Ⅱ. 品 質		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する。 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>	評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	上記該当あれば… d 上記該当あれば… e
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
		<table border="1"> <tr> <td>評 価</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>					評 価																													
評 価																																				
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																															
3. 出来形 及び 出来ばえ	下水道工 事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																															
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 - 通りが良い。 - 漏水がない。 - マンホールのインパートの仕上げが良い。 - マンホール天端と路面のすりつけが良い。 - 埋戻し後の路面復旧の状態が良い。 - 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 - 端部処理が良い。 - 全体的な美観が良い。					確認項目の該当7項目以上 … a 確認項目の該当6項目 …… b 確認項目の該当5項目 …… c 確認項目の該当4項目 …… d																													
		<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </table>					評価する項目数	評 価	0																											
評価する項目数	評 価																																			
0																																				

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	下水道管 更生工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が，試験項目，試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため，監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため，検査 職員が文書で修補指 示を行った。																												
		「評価対象項目」 ・ 材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・ 不可視部分が写真等の資料から適正に施工されていたことが確認できる。 ・ 施工表面が平滑に仕上げられている。 ・ 形成管施工において温度や圧力等の管理が適正に実施されていることが確認できる。 ・ 裏込めモルタルが適正に施工され，空隙がないことが確認できる。 ・ 材料の保管，管理が適切であることが確認できる。 ・ 障害物の処理が適正におこなわれていることが確認できる。 ・ 形成管の物理試験の結果が確認できる。 ・ 振動・騒音・汚濁水等により，第三者に被害をおよぼさないよう施工していることが確認できる。																																		
Ⅱ. 品 質		※ ただし，ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が2項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$					●判断基準（品質） <table><tr><th rowspan="2">評価値 ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>		評価値 ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a’	b	b	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上75%未満	b	b’	c	c	60%未満	b’	c	c	c
評価値 ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a’	b	b																																
75%以上90%未満	a’	b	b’	b’																																
60%以上75%未満	b	b’	c	c																																
60%未満	b’	c	c	c																																
							上記該当あれば… d	上記該当あれば… e																												
							評 価																													

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d			
3. 出来形 及び 出来ばえ	下水道管 更生工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている			
		「評価対象項目」 - 小構造物にも細心の注意が払われている。 - きめ細かな施工がなされている。 - 既設構造物とのすり付けが良い。 - 全体的な美観が良い。 - 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 確認項目の該当 4 項目以上 a 確認項目の該当 3 項目 b 確認項目の該当 2 項目 c 確認項目の該当 1 項目以下 d <table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>					評価する項目数	評 価
評価する項目数	評 価							
0								

(検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d					
3. 出来形 及び 出来ばえ	試掘工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
Ⅲ. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 舗装の平坦性が良い。 ・ 端部処理が良い。 ・ 雨水処理が良い。 ・ 施工管理記録から成果品の出来ばえの良さがうかがえる。 ・ 全体的な美観が良い。								
確認項目の該当 4 項目以上 … a 確認項目の該当 3 項目 …… b 確認項目の該当 2 項目 …… c 確認項目の該当 1 項目以下 … d										
<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td></td></tr></table>							評価する項目数	評 価	0	
評価する項目数	評 価									
0										

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	公園施設 工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－４参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。
Ⅱ. 品 質		「評価対象項目」 【共通】 - 設計図書に基づく各種材料の品質証明が整備されている。 - J I S規格外品について、仕様書に規定する規格、品質を満足している。 - 石積み、二次製品側溝等の材料のかみ合わせ又は連結が適正で、裏込め材料等の沈下、崩壊又は漏水のおそれがない。 - 雨水等のたん水が生じないように排水対策を実施していることが確認できる。 - 盛土材の品質、形状が設計図書に基づくものになっている。 - 締め固めを適切な条件で施工していることが確認できる。 - 施工基面は平滑で所定の強度が確保されている。 【舗装】 - 設計図書に基づく混合物は、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 - クレー（混合土）表層材料の混合が入念に行われ、品質が均一であることが書類等で確認できる。 - 平板、レンガ、タイル舗装等の目ずれがなく、共通仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 - 構造物周辺の締め固め等で適切な転圧機械を使用し、入念な施工が実施されている。 - 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 - 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 【付帯設備工】 - 製品・機器の機能、性能が確認でき、満足している。 - 地下埋設物が設計図書に基づき適正に施工されており、記録により確認できる。 - 遊戯施設等の構造物の設置では、ひずみ、歪み、ふれがないように、堅固に基礎に取り付けられている。 - 位置、方向、高さ、勾配等について、前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 - 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。					上記該当あれば… d	上記該当あれば… e

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	公園施設 工事	※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が3項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は，評価対象項目だけで評価する。 評価値 $= \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % ●判断基準（品質） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値 \ ばらつき</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超え</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 評 価							評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超え	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超え																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d																															
3. 出来形 及び 出来ばえ	公園施設 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																															
III. 出 来 ば え		「評価対象項目」 ・ 構造物周辺の雨水処理が良い。 ・ 既設構造物とのすり付け状況や位置関係が良い。 ・ 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・ 小構造物にもきめ細かな施工がされている。 ・ 全体的な美観が良い。 確認項目の該当4項目以上 … a 確認項目の該当3項目 …… b 確認項目の該当2項目 …… c 確認項目の該当1項目以下 … d <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価する項目数</th><th>評 価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td><td></td></tr> </tbody> </table>							評価する項目数	評 価	0																									
評価する項目数	評 価																																			
0																																				

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	その他の 工事又は 合併工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと、評価値から判断する。〈判断基準参照〉 {関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験} ※ ばらつきの判断基準は別紙－4 参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で指示を行 い改善された。	・ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査 職員が文書で修補指 示を行った。
		「評価対象項目」 ・ 検査項目記述 () ・ 検査項目記述 () ・ 検査項目記述 () ・ 検査項目記述 () ・ 検査項目記述 () ・ 検査項目記述 () ・ 検査項目記述 () ・ 検査項目記述 ()						
II.	品						上記該当あれば… d	上記該当あれば… e
質								
		※ ただし、ばらつきが少なく（規格値を満足）該当項目が2項目以下の場合は…… c ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで 評価する。 $\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \text{ } \%$						

●判断基準（品質）

評価値 \ ばらつき	ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超え	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

評 価

評価する項目数	評 価
0	

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を、評価すべき項目でないなら□を、評価対象外なら空白を選択する。

(検 査 職 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2.施工状況	I.施工管理	【評価対象項目】 - 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を、適切に処理していることが確認できる。 - 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 - 施工計画書が工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 - 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていることが確認できる。 - 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 - 段階(立会)確認等の手続きが、適切であることが確認できる。 - 建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 - 建退共の証紙が適切に配布され、管理されていることが確認できる。 - 作業分担と責任の範囲が書面等で確認できる。 - 施工体制台帳、施工体系図が的確に整備されている。 - 社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 - 社内の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 - 工事材料の品質に影響が無いよう、工事材料を整理・保管していることが確認できる。 - 工事の関係書類及び工事記録写真等を不足なく、適切に整理していることが確認できる。 - その他()				- 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d - 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば …………… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …… b 評価値が60%以上80%未満 …… c 評価値が60%未満 …………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				評価値 = 評価する項目 評価対象項目 × 100 = 0 0 × 100 = 評価 %

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ	I .出来形	「評価対象項目」 ・ 承諾図等が，設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工図等が，設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工計画書等で，出来形の管理基準を設定し，計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ・ 出来形の管理記録の整備が，良好であることが確認できる。 ・ 出来形の管理方法が，工夫されていることが確認できる。 ・ 現場における出来形が設計図書を満足し，適切な施工であることが確認できる。 ・ 現場における出来形が良好で，施工の精度が高い。 ・ 自社の写真管理基準を設定し，工夫をもって適切に管理していることが確認できる。 ・ 不可視部分となる出来形が，工事写真・施工記録により，確認できる。 ・ 解体又は撤去工事の場合，撤去対象物の範囲等が確認でき，適切な処分をしていることが確認できる。 ・ その他（ ）						・ 出来形の管理に関して，監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d ・ 出来形が不適切であったため，検査職員が文書による修補指示を行った。 上記該当であれば …………… e
		評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …… a' 評価値が70%以上80%未満 …… b 評価値が60%以上70%未満 …… b' 評価値が50%以上60%未満 …… c 評価値が50%未満 …………… d	評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ % 評価					

考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e		
3.出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質	建築工事 (新築)	「評価対象項目」 (躯体工事) - 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 - 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 - 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた、工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - その他() (仕上工事) - 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 - 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 - 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた、工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - その他()						- 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d - 品質が不適切であったため、検査職員が文書による修補指示を行った。 上記該当であれば …………… e		
			評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …… a' 評価値が70%以上80%未満 …… b 評価値が60%以上70%未満 …… b' 評価値が50%以上60%未満 …… c 評価値が50%未満 …………… d	$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ 			%	評 価			
		細 別	工 種	a	b	c	d				
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている				
	Ⅲ.出来ばえ	建築工事 (新築)	「評価対象項目」 - きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 - 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりにある。 - 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 - 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 - 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 - 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 - 保全に配慮した施工がなされている。 - その他()						確認項目の該当5項目以上 …… a 確認項目の該当4項目 …………… b 確認項目の該当3項目 …………… c 確認項目の該当2項目以下 …… d		
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>d</td></tr> </table>		評価する項目数	評 価	0	d			
評価する項目数	評 価										
0	d										

考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e		
3.出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質	建築工事 (改修)	「評価対象項目」 (躯体工事) - 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 - 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 - 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた、工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - その他() (仕上工事) - 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 - 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 - 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた、工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - その他()					- 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d - 品質が不適切であったため、検査職員が文書による修補指示を行った。 上記該当であれば …………… e			
			評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …… a' 評価値が70%以上80%未満 …… b 評価値が60%以上70%未満 …… b' 評価値が50%以上60%未満 …… c 評価値が50%未満 …………… d	$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ 			%	評 価			
		細 別	工 種	a	b	c	d				
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
	Ⅲ.出来ばえ	建築工事 (改修)	「評価対象項目」 - きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 - 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりにある。 - 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 - 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 - 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 - 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 - 保全に配慮した施工がなされている。 - その他()					確認項目の該当5項目以上 …… a 確認項目の該当4項目 …………… b 確認項目の該当3項目 …………… c 確認項目の該当2項目以下 …… d			
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>d</td></tr> </table>		評価する項目数	評 価	0	d			
評価する項目数	評 価										
0	d										

考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質	電気設備工事	「評価対象項目」 - 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 - 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 - 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 - 溶接管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 塗装管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 小配管、電気配線、配管が設計図書のとおり敷設していることが確認できる。 - システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 - システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で分かりやすい。 - その他（ ）						品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d
		電気通信工事							- 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 - 溶接管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 塗装管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 小配管、電気配線、配管が設計図書のとおり敷設していることが確認できる。 - システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 - システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で分かりやすい。 - その他（ ）
			評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …… a' 評価値が70%以上80%未満 …… b 評価値が60%以上70%未満 …… b' 評価値が50%以上60%未満 …… c 評価値が50%未満 …………… d	$\text{評価値} = \frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 = \boxed{} \%$ 評 価					
	細 別	工 種	a	b	c	d			
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている			
	Ⅲ.出来ばえ	電気設備工事	「評価対象項目」 - きめ細やかな施工がなされている。 - 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 - 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 - 溶接、塗装、組立等において、細部にわたる配慮がなされている。 - 環境負荷低減への対策が優れている。 - 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 - 全体的な美観が良い - その他（ ）						確認項目の該当4項目以上 …… a 確認項目の該当3項目 …………… b 確認項目の該当2項目 …………… c 確認項目の該当1項目以下 …… d
		電気通信工事							<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>d</td></tr> </table>
評価する項目数	評 価								
0	d								

(検 査 職 員)									
考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	機械設備工事	「評価対象項目」 - 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 - 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 - 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 - 溶接管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 塗装管理基準の品質管理項目において、品質管理書類を整理し、品質の確認ができる。 - 小配管、電気配線、配管が設計図書のとおり敷設していることが確認できる。 - システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 - システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で分かりやすい。 - その他() 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が50%以上60%未満 c 評価値が50%未満 d					・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば d ・ 品質が不適切であったため、検査職員が文書による修補指示を行った。 上記該当であれば e	
	評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ <table><tr><td>%</td></tr><tr><td>評 価</td></tr></table>							%	評 価
	%								
評 価									
細 別	工 種	a	b	c	d				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている				
III.出来ばえ	III.出来ばえ	機械設備工事	「評価対象項目」 - きめ細やかな施工がなされている。 - 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 - 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 - 溶接、塗装、組立等において、細部にわたる配慮がなされている。 - 環境負荷低減への対策が優れている。 - 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 - 全体的な美観が良い。 - その他()					確認項目の該当4項目以上 a 確認項目の該当3項目 b 確認項目の該当2項目 c 確認項目の該当1項目以下 d	
	<table><tr><td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr><tr><td>0</td><td>d</td></tr></table>							評価する項目数	評 価
評価する項目数	評 価								
0	d								

考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e			
3.出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質	外構工事	「評価対象項目」 - 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 - 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 - 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 - 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 - 中間検査等で実施していた工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 - その他()						- 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば …………… d - 品質が不適切であったため、検査職員が文書による修補指示を行った。 上記該当であれば …………… e			
			評価値が90%以上 …………… a 評価値が80%以上90%未満 …… a' 評価値が70%以上80%未満 …… b 評価値が60%以上70%未満 …… b' 評価値が50%以上60%未満 …… c 評価値が50%未満 …………… d	% 評価値 = $\frac{\text{評価する項目}}{\text{評価対象項目}} \times 100 = \frac{0}{0} \times 100 =$ 評 価								
				a	b	c	d					
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている						
	Ⅲ.出来ばえ	外構工事	「評価対象項目」 - きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 - 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりにある。 - 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 - 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 - 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 - 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 - 保全に配慮した施工がなされている。 - その他()						確認項目の該当5項目以上 …… a 確認項目の該当4項目 …………… b 確認項目の該当3項目 …………… c 確認項目の該当2項目以下 …… d			
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>d</td></tr> </table>		評価する項目数	評 価	0	d				
評価する項目数	評 価											
0	d											

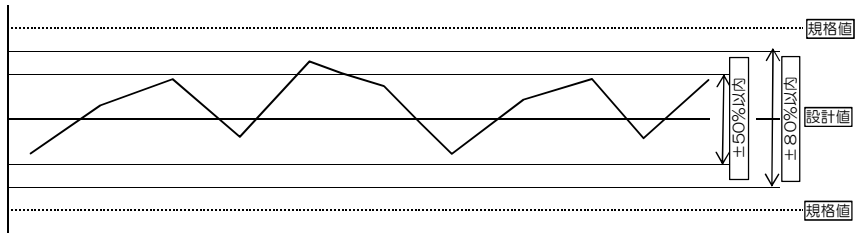
考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e			
3.出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質	解体工事	「評価対象項目」 ・ 振動・騒音・粉塵・汚濁水等により、第三者に被害をおよぼさないよう施工していることが確認できる。 ・ 供用中の道路・住宅等に影響をおよぼさないよう施工していることが確認できる。 ・ 本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないよう施工していることが確認できる。 ・ 取り壊し殻を分離し、それぞれ収集運搬、処理が適正に行われていることが、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で確認できる。 ・ 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。 ・ その他の事項について設計図書に基づいて施工されている。 ・ その他()					・ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。				
								上記該当であれば …………… d				
	確認項目の該当5項目以上 …… a 確認項目の該当4項目 …… a' 確認項目の該当3項目 …… b 確認項目の該当2項目 …… b' 確認項目の該当1項目以下 …… c					・ 品質が不適切であったため、検査職員が文書による修補指示を行った。						
						上記該当であれば …………… e						
	細 別	工 種	a	b	c	d	<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>c</td></tr> </table>		評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価											
0	c											
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている						
Ⅲ.出来ばえ	解体工事	解体工事	「評価対象項目」 ・ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 ・ 安全及び環境に対する配慮が適切である。 ・ 整地状況が良い。 ・ 解体撤去後の全体的な美観が良い。 ・ その他()					確認項目の該当3項目以上 …… a 確認項目の該当2項目 …… b 確認項目の該当1項目 …… c 確認項目の該当0項目 …… d				
								確認項目の該当3項目以上 …… a 確認項目の該当2項目 …… b 確認項目の該当1項目 …… c 確認項目の該当0項目 …… d				
						<table border="1"> <tr> <td>評価する項目数</td><td>評 価</td></tr> <tr> <td>0</td><td>d</td></tr> </table>		評価する項目数	評 価	0	d	
						評価する項目数	評 価					
0	d											

1. 出来形のばらつきの考え方

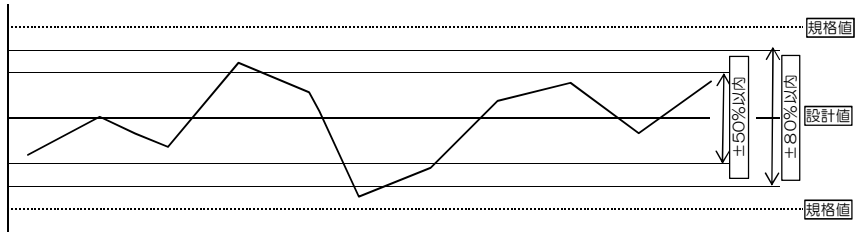
サンプルは、新潟市土木工事施工管理基準の出来形管理基準に基づき測定する。なお、サンプル数は必要以上に測定基準を超えて10個以上とはしない。

【管理図の場合】

【上・下限値がある場合】
①ばらつきが概ね50%以下と判断できる例

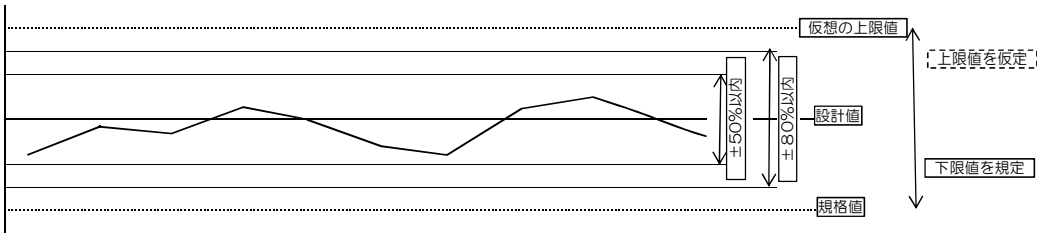


②ばらつきが概ね80%以下と判断できる例



※概ねとは、打点数の90%以上とする。（サンプル数が10個未満の場合はすべてとする。）

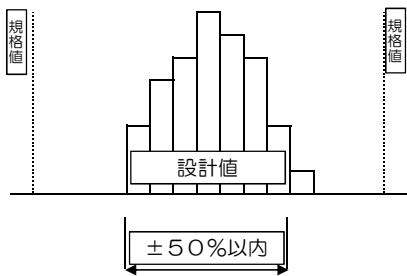
【下限値のみの場合】



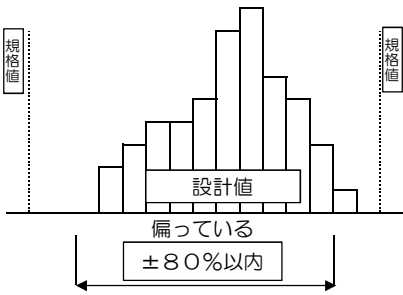
※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定しばらつきの%を考慮する。

【度数表またはヒストグラムの場合】

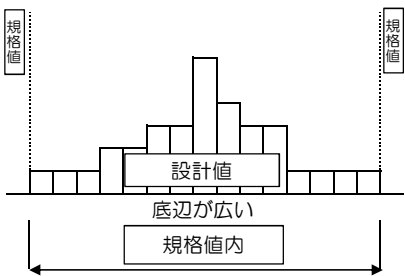
【ばらつきが小さい】
（概ね50%以内）



【ばらついている】
（概ね80%以内）



【ばらつきが大きい】
（概ね80%以上）

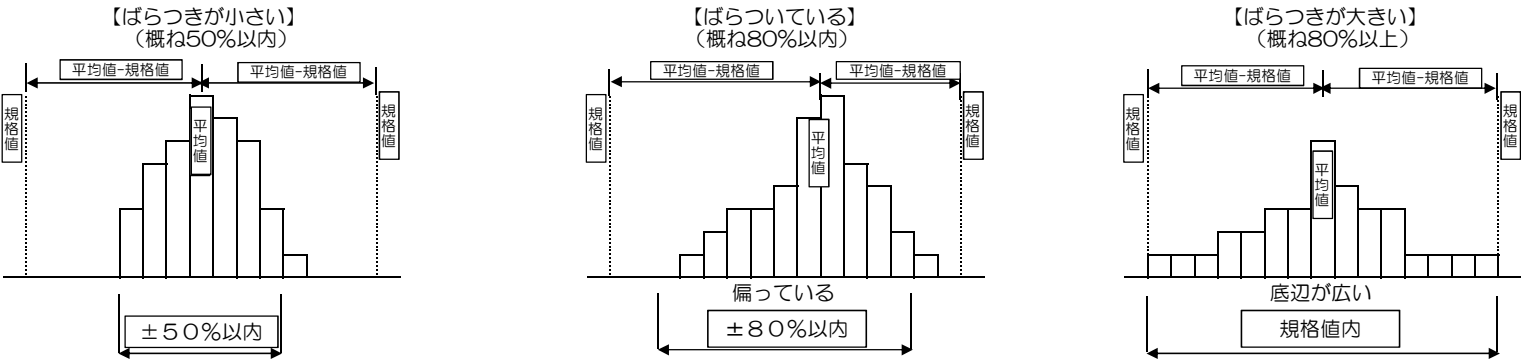


2. 品質のばらつきの考え方

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		概ね50%以内	概ね80%以内	概ね80%以上	
評価値	90%以上	a	a	b	b
	75%以上90%未満	a	b	b	b
	60%以上75%未満	b	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

※バラツキの判断が可能な工種（主なもの）
①コンクリートの圧縮強度（現場養生、テストハンマー等）
②路体、路床、下層路盤、上層路盤、舗装の現場密度等

- （１）バラツキはサンプル数が10個以上について、バラツキの判断を行う。（原則としてサンプル数が10個未満では、バラツキの判断不可能とする。）
- （２）規格値、試験基準を満足し、度数分布が（平均値－規格値）の±50%以内の範囲にある場合は、バラツキが少ないと判断する。
- （３）生コンクリートのスランプ、空気量、標準養生の圧縮強度、単位水量については、レディーミクストコンクリートの品質を保証するための必要な品質管理であるため、工事成績評定の品質の評価対象としない。但し、コンクリート現場養生及びテストハンマーの圧縮強度については、この限りでない。



3. 多工種複合工事の取り扱い

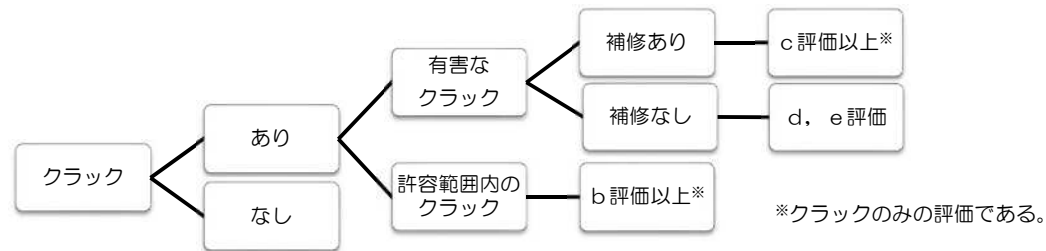
- （１）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。
- （２）コンクリート橋はプレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

4. コンクリート構造物のクラックについて

「有害なクラック」としないクラックは、構造物に発生したクラックの内、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013」第4章、4.2 評価Ⅰの手法を参考に下記のとおりとする。
なお、有害なクラックが補修済であっても「有害なクラックが発生していた事実」をもって、有害なクラックがあるものとする。

- （１）コンクリートの耐久性（鋼材の腐食として鉄筋コンクリートを対象としているが、無筋コンクリートも同様とする）
進行性のないクラックを対象とし、表面の幅が0.2mm以下のクラック
- （２）防水性・水密性が求められる構造物（鉄筋及び無筋コンクリート）
進行性のない貫通するクラックを対象とし、表面の幅が0.05mm以下のクラック

コンクリート構造物のクラックの評価について（案）



クラックが発生した構造物は、検査の前までに発注者と協議して対応する。

1. 有害なクラックについては、補修されている場合でも、「・有害なクラックがない」のチェック項目は×とする。補修されていなければ、d 以下の評価とする。
2. 有害なクラック以外は「・有害なクラックがない」のチェック項目は○とし、b 評価以上とする。
3. 補修を必要とするひび割れがある場合に、ひび割れ調査を実施していないときは、評価を1 ランク落とすものとする。
4. 出来ばえについて、適切な補修等がしてある場合は「クラックなし」とする。

※ 1 新潟市土木工事共通仕様書＞コンクリート関係資料＞土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法＞別添様式－2 のひび割れ調査票の必要があるコンクリート構造物とは、高さが、5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない）とする。

※ 2 上記※ 1 以外の鉄筋及び無筋コンクリート構造物については、別添様式－2 を求めないが、独自にひび割れ調査を行うものとする。**ただし、コンクリートの品質、打設方法、型枠・支保工の設置・撤去、養生方法等、材料・施工に起因して発生した可能性を精査し、品質に関する評価対象項目を適切に評価し判定するものとする。**

なお、クラックについては、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」（土木学会）を参考とできるが、「コンクリート診断士」に相談することも考慮する。

5. その他

- （1）「施工プロセス」チェックリストを活用して、評価を行う。
- （2）「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト(上水道・土木)

1. 工事名

2. 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 施工業者

所属名

監督員氏名

①「施工プロセス」チェックリストは、新潟市土木工事共通仕様書、工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理・施工されているかを監督員が確認する。
②チェック欄には、書類・写真等もしくは現場等で確認した内容が適切であれば□欄に☑マークを付し、適切でなければ□欄に☒マークを付し、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)	チェック欄					備考 (指示事項及びその是正状況など)
				着手前	施工中			完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○工程表	1 □契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(約款第4条) (契約後、変更契約後)	□	□	□	□		
		○工事カルテ	2 □事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内(休祭日を除く)に登録機関に申請した。 (対象工事は、契約金額500万円以上) (契約後、登録技術者変更時、完成時)		□	□	□	□	
		○建設業許可票等	3 □「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。 (建設業法第40条) (施工時1回程度)		□	□	□		
			4 □「労災保険関係成立票」の標識を、現場の見やすい場所に掲示し、正しく記載している。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条) (施工時1回程度)		□	□	□		
		○建設業退職金共済制度	5 □元請が建設業退職金共済制度に加入している場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)		□	□	□		
			6 □「建設業退職金共済証紙」の配布を受払簿等により適切に管理し、「掛金収納書」を工事完成時までに提出した。 (施工時1回程度及び完成時)		□	□	□	□	
		○請負代金内訳書	□請負代金内訳書に記載されている法定福利費用が適正であるか確認した。(約款第4条) (契約後)	□	□	□	□		
		○施工体制台帳	7 □「施工体制台帳」が整備され現場に備え付けられ、かつ、その写しを提出した。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
			8 □「施工体制台帳」に下請負契約書等(写し)(再下請負業者を含む)を添付している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
		○施工体系図	9 □「施工体系図」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
			10 □施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時)		□	□	□		
			11 □作業分担と責任の範囲が、下請負業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。 (施工時の当初、施工体制変更時)		□	□	□		
		○一括下請負の禁止	□元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(建設業法第22条) (施工時の当初、施工変更時)		□	□	□		
	Ⅱ	○現場代理人	12 □現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。(約款第11条第2項) (施工時)		□	□	□		
			13 □現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く) (施工時適宜)		□	□	□		

1 施工 体制	Ⅱ 配置技術者／ 現場代理人・ 監理・主任技術者	○専門技術者	14 □作業に必要な専門技術者を選任し、配置している。(建設業法第26条の2) (施工計画時, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
		○作業主任者	15 □作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。(安全衛生法第14条) (施工計画時, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
		○監理技術者 又は主任技術者	16 □技術者としての要件を資格者証等により確認した。(建設業法第26条) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			□通知などによる技術者や施工体制台帳に記載された技術者と現場に従事している本人が同一である。 (着手前, 施工時)	☐	☐	☐	☐		
			17 □技術者が現場に専任している。(建設業法第26条第3項)(契約金額が建築一式工事8千万円以上, 其他工事4千万円以上(元請・下請に係わらず)) (施工時の当初, 施工体制変更時)		☐	☐	☐		
			18 □施工計画や工事に係る工程, 技術的事項を把握し, 主体的に係わっている。(建設業法第26条の3) (施工時, 打合せ時)		☐	☐	☐		
			19 □施工に先立ち, 創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			20 □監理技術者又は主任技術者として, 技術的判断に優良良好な施工に努めている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○現場技術者	□現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場監理業務を委託している場合) (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○下請者の把握	□下請者が工事指名参加資格者である場合には, 指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
2 施工 状況	Ⅰ 施工管理	○緊急連絡網	21 □異常時・緊急時の対応, 情報伝達, 組織等が確立され, 連絡先一覧表を現場の見やすい場所に 掲示している。 (施工時1回程度)		☐	☐	☐		
		○工事の着手	22 □契約締結日から5日以内に, 工事に着手した。(約款第3条) (着手時)	☐					
		○設計図書の照査 等	23 □約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行っている。 (約款第19条第1項) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			24 □現場との相違があった場合, その事実が確認できる資料を書面等で提出して確認を受けた。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○施工計画書	25 □施工に先立ち, 「施工計画書」を監督員に提出した。(変更を含む) (緊急工事は監督員の承諾を得て提出不要とできる) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			26 □「施工計画書」の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映している。 (同 上) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			27 □「施工計画書」の記載内容(作業手順書等)と現場施工方法が一致している。 (同 上) (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			28 □「施工計画書」の記載内容(作業手順書等)と現場の施工体制等が一致している。 (同 上) (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形, 品質管理	29 □日常の出来形管理・品質管理が適時・的確に行われていることが書面等で確認できる。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			30 □自社の管理基準を持ち, その基準により社内検査が完了していることが書面等で確認できる。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
		○イメージアップ	31 □現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 (特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又は, 地域等より評価されたものがある。) (施工時適宜)		☐	☐	☐		

2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○立会い等の調整	32 □段階確認及び立会いの手続きが書面等で事前に行われ、段階確認等が適切な時期に行われている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○建設副産物及び建設廃棄物	33 □再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(資源の有効な利用の促進に関する法律) (施工前)	☐	☐	☐	☐		
			34 □受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(廃棄物処理法) (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐	
		○指定建設機械の確認	35 □指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。 (施工時)		☐	☐	☐		
	II 工 程 管 理	○工程管理	36 □工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐	
			37 □現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			38 □近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			39 □官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。 (施工計画書等で事前に作業実施報告をしているものは除く。) (施工前)		☐	☐	☐		
	III 安 全 対 策	○安全活動	40 □新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			41 □安全教育・訓練等を適時・的確に実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			42 □安全巡視, 安全ミーティング(KY)等を実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			43 □店社パトロールを1回/月程度実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			44 □災害防止協議会等を設置し, 1回/月以上活動し, 記録が整備されている。 (下請負業者を使用して作業する場合に設置される) (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			45 □使用機械, 車両及び工具等の点検整備等が管理され, 記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			46 □過積載防止に十分取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			47 □重機操作に際して, 誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			48 □山留め・仮締切等について, 設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			49 □足場や支保工について, 組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			50 □工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			○安全パトロールの指摘事項の処理	51 □各種安全パトロールで指導を受けた事項について, 速やかに改善を図り, かつ関係者に是正指示した記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐
IV 対 外 関 係	○関係機関等	52 □関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		53 □地域住民等との適切な折衝及び調整を行った記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		54 □地域住民等, 第三者からの苦情等がない。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		55 □地域住民等からの苦情等に対して的確な対応を行い, 以後のトラブルがない。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		56 □隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		

「施工プロセス」のチェックリスト(建築等)

審査

1. 工事名

2. 工期

3. 施工業者

所属名

監督名

①「施工プロセス」チェックリストは、公共建築工事標準仕様書、工事請負契約約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理・施工されているかを監督員が確認する。

②チェック欄には、書類・写真等もしくは現場等で確認した内容が適切であれば□欄に☑マークを付し、適切でなければ□欄に☒マークを付し、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)	チェック欄				備考 (指示事項及びその是正状況など)
				着手前	施工中			
1 施工体制	I 施工体制一般	○工程表	1 □契約締結日から5日以内に、工程表が提出された。(約款第4条) (契約後、変更契約後)	□	□	□	□	
		○工事カルテ	2 □事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内(休祭日を除く)に登録機関に申請した。 (対象工事は、契約金額500万円以上) (契約後、登録技術者変更時、完成時)	☒	□	□	□	
		○建設業許可票等	3 □「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。 (建設業法第40条) (施工時1回程度)	☒	□	□	□	
			4 □「労災保険関係成立票」の標識を、現場の見やすい場所に掲示し、正しく記載している。 (労働者災害補償保険法施行規則第49条) (施工時1回程度)	☒	□	□	□	
		○建設業退職金共済制度	5 □元請が建設業退職金共済制度に加入している場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	☒	□	□	□	
			6 □「建設業退職金共済証紙」の配布を受払簿等により適切に管理し、「掛金収納書」を工事完成時まで提出した。 (施工時1回程度及び完成時)	☒	□	□	□	
		○請負代金内訳書	□請負代金内訳書に記載されている法定福利費用が適正であるか確認した。(約款第4条) (契約後)	□	□	□	□	
		○施工体制台帳	7 □「施工体制台帳」が整備され現場に備え付けられ、かつ、その写しを提出した。(入契法第15条) (施工時の当初、施工体制変更時)	☒	□	□	□	
			8 □「施工体制台帳」に下請負契約書等(写し)(再下請負業者を含む)を添付している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	☒	□	□	□	
		○施工体系図	9 □「施工体系図」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。(同上) (施工時の当初、施工体制変更時)	☒	□	□	□	
			10 □施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時)	☒	□	□	□	
			11 □作業分担と責任の範囲が、下請負業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。 (施工時の当初、施工体制変更時)	☒	□	□	□	
		○一括下請負の禁止	□元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(建設業法第22条) (施工時の当初、施工変更時)		□	□	□	
	II	○現場代理人	12 □現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。(約款第11条第2項) (施工時)	☒	□	□	□	
			13 □現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(連絡は除く) (施工時適宜)	☒	□	□	□	

1 施工 体制	II 配置技術者／ 現場代理人・ 監理・主任技術者	○専門技術者	14 □作業に必要な専門技術者を選任し、配置している。(建設業法第26条の2) (施工計画時, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
		○作業主任者	15 □作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。(安全衛生法第14条) (施工計画時, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
		○監理技術者 又は主任技術者	16 □技術者としての要件を資格者証等により確認した。(建設業法第26条) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			□通知などによる技術者や施工体制台帳に記載された技術者と現場に従事している本人が同一である。 (着手前, 施工時)	☐	☐	☐	☐		
			17 □技術者が現場に専任している。(建設業法第26条第3項)(契約金額が建築一式工事8千万円以上, その他工事4千万円以上(元請・下請に係わらず)) (施工時の当初, 施工体制変更時)		☐	☐	☐		
			18 □施工計画や工事に係る工程, 技術的事項を把握し, 主体的に係わっている。(建設業法第26条の3) (施工時, 打合せ時)		☐	☐	☐		
			19 □施工に先立ち, 創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			20 □監理技術者又は主任技術者として, 技術的判断に優れ良好な施工に努めている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○現場技術者	□現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場監理業務を委託している場合) (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○下請者の把握	□下請者が工事指名参加資格者である場合には, 指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
2 施工 状況	I 施工管理	○緊急連絡網	21 □異常時・緊急時の対応, 情報伝達, 組織等が確立され, 連絡先一覧表を現場の見やすい場所に 掲示している。 (施工時1回程度)		☐	☐	☐		
		○工事の着手	22 □契約締結日から5日以内に, 工事に着手した。(契約規則第46条) (着手時)	☐					
		○設計図書の照査 等	23 □約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行っている。 (約款第19条第1項) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			24 □現場との相違があった場合, その事実が確認できる資料を書面等で提出して確認を受けた。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○施工計画書	25 □施工に先立ち, 「施工計画書」を監督員に提出した。(変更を含む) (緊急工事は監督員の承諾を得て提出不要とできる) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			26 □「施工計画書」の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映している。 (同 上) (着手前, 施工時適宜)	☐	☐	☐	☐		
			27 □「施工計画書」の記載内容(作業手順書等)と現場施工方法が一致している。 (同 上) (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			28 □「施工計画書」の記載内容(作業手順書等)と現場の施工体制等が一致している。 (同 上) (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形, 品質管理	29 □日常の出来形管理・品質管理が適時・的確に行われていることが書面等で確認できる。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			30 □自社の管理基準を持ち, その基準により社内検査が完了していることが書面等で確認できる。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
		○イメージアップ	31 □現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 (絵パネル・標語パネル・フラワーボット・作業員休憩棟・記念植樹・安全旗掲揚・現場事務所カーペット フロアー・冷暖房・2重サッシ・応接室・冷蔵庫・会議室・雨具掛室・談話室・観葉植物・シャワー室・水洗 トイレ・内階段・食堂・洗面所・更衣室・洗濯機・) (施工時適宜)		☐	☐	☐		

2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○立会い等の調整	32 □段階確認及び立会いの手続きが書面等で事前に行われ、段階確認等が適切な時期に行われている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
		○建設副産物及び建設廃棄物	33 □再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(資源の有効な利用の促進に関する法律) (施工前)	☐	☐	☐	☐		
			34 □受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(廃棄物処理法) (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐	
		○指定建設機械の確認	35 □指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。 (施工時)		☐	☐	☐		
	II 工 程 管 理	○工程管理	36 □工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐	
			37 □現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			38 □近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。 (施工時適宜)		☐	☐	☐		
			39 □官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。 (施工計画書等で事前に作業実施報告をしているものは除く。) (施工前)		☐	☐	☐		
	III 安 全 対 策	○安全活動	40 □新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			41 □安全教育・訓練等を適時・的確に実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			42 □安全巡視, 安全ミーティング(KY)等を実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			43 □店社パトロールを1回/月程度実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			44 □災害防止協議会等を設置し, 1回/月以上活動し, 記録が整備されている。 (下請負業者を使用して作業する場合に設置される) (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			45 □使用機械, 車両及び工具等の点検整備等が管理され, 記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			46 □過積載防止に十分取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			47 □重機操作に際して, 誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録が整備されている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			48 □山留め・仮締切等について, 設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
			49 □足場や支保工について, 組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐	
		50 □工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。 (施工時適宜, 完成時)		☐	☐	☐	☐		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	51 □各種安全パトロールで指導を受けた事項について, 速やかに改善を図り, かつ関係者には是正指示した記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐	
IV 対 外 関 係	○関係機関等	52 □関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		53 □地域住民等との適切な折衝及び調整を行った記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		54 □地域住民等, 第三者からの苦情等がない。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		55 □地域住民等からの苦情等に対する的確な対応を行い, 以後のトラブルがない。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		
		56 □隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時又は完成時)		☐	☐	☐	☐		

創意工夫・社会性等に関する実施状況(上水道・土木)

工 事 名	受注者名				
項 目	評 価 内 容	備 考			
☐ 創意工夫 ☐ 1. 施工関係 ☐ 2. 新技術活用 ☐ 3. 品質関係 ☐ 4. 安全衛生関係 ☐ 5. その他	☐ 1. 施工関係	☐ 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫, 又は設備据付後の試運転調整の工夫 ☐ 2. コンクリート二次製品の利用等, 代替材の運用と工夫 ☐ 3. 土工・地盤改良・橋梁仮設・舗装・コンクリート打設等の施工関係の工夫 ☐ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法等の工夫 ☐ 5. 設備工事における加工・組み立て等, 又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ☐ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止・配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 8. 仮排水・仮道路・迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫 ☐ 10. 支保工・型枠工・足場工・仮橋・覆工板・山留め等の仮設工関係に関する工夫 ☐ 11. 盛土の締固度, 杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 12. 施工計画書の作成, 写真の管理等に関する工夫 ☐ 13. 出来形又は品質の計測・集計・管理図等に関する工夫 ☐ 14. 施工管理ソフト, 土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ 15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 ☐ 16. その他()			
		☐ 2. 新技術活用	☐ 17. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等, 国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 ☐ 18. その他()		
			☐ 19. 土木・設備・電気の品質向上に関する工夫 ☐ 20. コンクリートの打設関係の工夫(材料・打設・養生・出来形・品質等) ☐ 21. 鉄筋・PCケーブル・コンクリート二次製品等の使用材料による工夫 ☐ 22. 配筋・溶接作業に関する工夫 ☐ 23. その他()		
		☐ 4. 安全衛生関係	☐ 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物・墜落・転落・挟まれ・看板・立入禁止柵・手摺・足場等) ☐ 25. 安全教育・技術向上講習会・安全パトロール・安全帯使用等に関する工夫 ☐ 26. 現場事務所・労働者休憩所等の環境向上及び設備に関する工夫 ☐ 27. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫 ☐ 28. 供用中の道路等の事故防止, 一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通の安全確保に関する工夫 ☐ 29. 作業環境が厳しい現場での環境改善に関する工夫 ☐ 30. ゴミの減量化, アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 31. その他()		
			☐ 5. その他	☐ 32. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し技術者が週休2日(4週8休相当)を達成。) ☐ 33. その他(電子納品を実施した。) ☐ 34. その他()	
			☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 1. 地域への貢献等	☐ 1. 災害時等において地域への支援, 行政などによる救援活動への協力 ☐ 2. 周辺環境への配慮 ☐ 3. 周辺地域との調和 ☐ 4. 広報活動や現場見学会の実施など, 地域とのコミュニケーション ☐ 5. 地域が主催するイベントへ参加するなど, 地域とのコミュニケーション ☐ 6. 道路清掃などの実施 ☐ 7. その他() ☐ 8. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し, 工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成。) ☐

1. 該当する項目の□に☑マーク記入。

2. 具体的内容の説明として, 写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工 事 名				/
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添付図等)				

説明資料は簡潔に作成するものとし，必要に応じて別様とする。

創意工夫・社会性等に関する実施状況(建築等)

工 事 名		受注者名	
項 目	評 価 内 容	備 考	
☐ 創意工夫	☐ 1. 準備・後片付け関係	☐ 1. 測量・位置出しにおける工夫	
		☐ 2. 現地調査方法の工夫	
		☐ 3. その他()	
	☐ 2. 施工関係	☐ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫	
		☐ 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み	
		☐ 6. 土工事, 地業工事, 鉄骨建方, コンクリート工事等の施工関係の工夫	
		☐ 7. 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫	
		☐ 8. 電気工事等の配線・配管等の工夫	
		☐ 9. 空調設備・衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫	
		☐ 10. 照明・視界確保等の工夫	
		☐ 11. 仮排水, 仮道路, 迂回路等の計画・施工の工夫	
		☐ 12. 運搬車輛・施工機械等の工夫	
		☐ 13. 型枠, 足場, 山留等の仮設工関係の工夫	
		☐ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫	
		☐ 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫	
		☐ 16. 改修工事等における仮設施工の工夫	
		☐ 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫	
		☐ 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫	
		☐ 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫	
		☐ 20. その他()	
	☐ 3. 品質関係	☐ 21. 集計ソフト等の活用と工夫	
		☐ 22. 躯体工事の品質管理の工夫	
		☐ 23. 材料の検査・試験に関する工夫	
		☐ 24. 施工の検査・試験に関する工夫	
		☐ 25. 品質記録方法の工夫	
		☐ 26. その他()	
	☐ 4. 安全衛生関係	☐ 27. 安全仮設設備等の工夫(落下物, 墜落, 転落, 挟まれ, 看板, 立入禁止柵, 手摺, 足場等)	
		☐ 28. 安全衛生教育, 技術向上講習会等, 教育・ミーティング, 安全パトロール等に関する工夫	
		☐ 29. 現場事務所, 休憩所等の環境向上の工夫	
		☐ 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	
		☐ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	
		☐ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	
		☐ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫	
		☐ 34. ゴミの減量化, アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	
		☐ 35. その他()	
	☐ 5. 施工管理関係	☐ 36. 出来形管理等に関する工夫	
		☐ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫	
		☐ 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	
		☐ 39. CAD, 施工管理ソフト等の活用	
		☐ 40. CALSを活用した施工管理の工夫	
		☐ 41. その他()	
	☐ 6. その他	☐ 42. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等, 国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用し	
		☐ 43. その他(電子納品を実施した。(※本項目は2点の加点とする。))	
		☐ 44. その他()	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 1. 地域への貢献等	☐ 1. 災害時等において地域への支援又は行政等による救援活動へ協力	
		☐ 2. 周辺環境への配慮	
		☐ 3. 周辺地域との調和	
		☐ 4. 広報活動や現場見学会の実施など, 地域とのコミュニケーション	
		☐ 5. 地域が主催するイベントへ参加するなど, 地域とのコミュニケーション	
		☐ 6. 道路清掃などの実施	
		☐ 7. その他()	

1. 該当する項目の□に☑マーク記入。
2. 具体的内容の説明として, 写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添付図等)				

説明資料は簡潔に作成するものとし，必要に応じて別様とする。